

令和7年度版

自治会活動のてびき

魅力ある自治会をめざして！



那 覇 市

まちづくり協働推進課

電話 098-861-3846 FAX 098-861-3126

自治会情報 <https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html>



自治会長会連合会

電話/FAX 098-911-3509

自治会お役立ち情報

連絡事務委託契約をしている自治会への各種活動補助等

○連絡事務委託事業、契約の更新について(P19, 20へ)

月1回行われる各管内定例会等において、市政に関する広報事項の周知事務を委託し、自治会に対し委託料をお支払いします。

○自治会活動事業補助金(P21, 22, 23へ)

学事奨励会や夏祭り、敬老会など地域活動の活性化を目的とした事業、または自治会の設立を目的とした事業に交付します。

○自治会掲示板の新設及び修繕補助金(P24へ)

地域コミュニティ活動の推進を目的とした広報掲示板の設置又は修繕費の一部に対し交付します。

○自治会事務所賃借料補助金(P26へ)

地域活動の拠点として運営及び利用する自治会事務所について、土地・建物を賃借する場合に交付します。

○自治会集会所の建設及び改修等事業補助金(P26へ)

自治会で建設する自治会集会所の建設及び改修等に対し、総費用の3割以内かつ予算の範囲内で交付します。

○一般コミュニティ助成事業(備品補助)(P25へ)

(一財)自治総合センターの「宝くじ普及広報事業」として、コミュニティの健全な発展を支援する目的で、必要な備品・消耗品の購入を補助します。

○コピー機、印刷機利用サービス(P13へ)

那覇市自治会長会連合会事務局にてコピー機、印刷機の利用サービス(セルフサービス)を行っています。総会資料やチラシ作成等にご利用下さい。

※なは市民活動支援センター2階の管理事務室でも印刷機をご利用できますが、事前に利用登録が必要となります(P33へ)

三支所

三支所	電話番号	FAX
真和志	832-8231	834-0611
首里	884-4312	884-4729
小禄	857-0086	857-0510

暮らし

業務内容	担当課	電話番号	FAX
○那覇市保安灯設置等事業補助金(P28)	市民生活安全課	862-9930	861-3769
○那覇市自治会等保安灯電気料補助金(P28)			
○防犯パトロール用腕章・懐中電灯の支給(P28)			
○ボランティアごみ袋 地域の定期清掃や子ども会の美化活動また日々の街路樹清掃等、地域の活動でご活用ください。	環境政策課	951-3231	951-3230
	真和志支所	832-8231	834-0611
	首里支所	884-4312	884-4729
	小禄支所	857-0086	857-0510
	なは市民活動支援センター(まちづくり協働推進課)	861-5024	861-5029
○市営住宅への入居に関すること	市営住宅課	951-3262	951-3243
○都市計画、交通、地域まちづくり計画に関すること	都市計画課	951-3246	951-3245
○民泊に関するご相談	生活衛生課	853-7963	853-7965
	観光課	862-3276	862-1580

環境

業務内容	担当課	電話番号	FAX
○犬猫適正飼養に関すること、狂犬病予防、ハブ対策、あき地の適正管理、衛生害虫に関すること	環境衛生課	951-1530	888-1076
○公害苦情相談、自然保護、水資源有効利用、墓地埋葬法に基づく業務、那覇市民共同墓の申請	環境保全課	951-3229	951-3230
○地域の清掃活動に伴うごみの収集、不法投棄防止	クリーン推進課	889-3567	888-1274
○住宅用省エネ設備の設置の補助金に関すること	環境政策課	951-3392	951-3230
○公園愛護会制度、公園・緑地等の維持管理に関すること	公園管理課	951-3239	951-3206
○道路占用、私道の整備補助に関すること	道路管理課	951-3237	951-3238

医療・介護

業務内容	担当課	電話番号	FAX
○特定健診・特定保健指導に関すること	健康増進課	853-7961	853-7965
○がん検診に関すること			
○国民健康保険、後期高齢医療に関すること	国民健康保険課	862-4262	862-4265
○在宅福祉サービス、介護保険制度に関すること	ちゃーがんじゅう課	862-9010	862-9648
○親子健康手帳の交付に関すること	こども家庭センター なは(こどもえがお 相談課)	863-0777	894-2131

文化・スポーツ・施設

業務内容	担当課	電話番号	
○生涯学習に関すること	教育委員会 生涯学習課	917-3502	917-3521
○スポーツ、レク指導、ウォーキング推進事業に関すること	教育委員会 市民スポーツ課	917-3504	917-3521

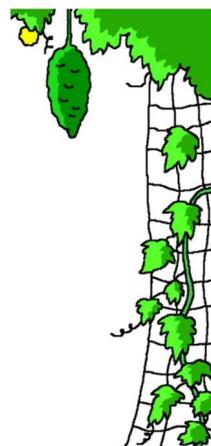
災害

業務内容	担当課	電話番号	FAX
○消防団に関すること	消防局総務課	867-0119	869-1190
○救急に関すること	消防局救急課	867-1199	869-1190
○防火講話、防火管理者の資格取得講習、消防用設備等の設置に関すること	消防局予防課	867-0212	869-1190
○自主防災組織、防災講話に関すること	防災危機管理課	861-1102	862-0614
○り災証明に関すること	防災危機管理課	861-1102	862-0614
○一般応急手当講習会、消防署見学に関すること	最寄りの消防署か 出張所へ		
○消防訓練を実施するとき、実施したときの届出	・中央消防署 ・西消防署	867-9915 866-0119	867-0299 861-4198
○通学路の児童生徒の安全確保	教育委員会 学校教育課 那覇警察署 豊見城警察署	917-3506 836-0110 850-0110	917-3522

目 次

第1章 自治会活動について

1	自治会活動とは	1
2	自治会づくり	2
3	那覇市の自治会の現状と特徴等	10
	① 管内別自治会数・加入世帯数の状況	
	② 那覇市連絡事務委託契約自治会世帯数の推移	
	③ 那覇市の自治会の歴史と特徴等	
4	那覇市自治会長会連合会について	13
	① 組織の体制	
	② 目的	
	③ 活動内容	
	④ 那覇市自治会長会連合会の組織機構	
5	那覇市連絡事務委託契約について	19
	① 那覇市連絡事務委託契約とは	
	② 契約に必要な書類	
	③ 連絡事務の委託方法	
	④ 委託料について	
	⑤ 那覇市連絡事務委託契約の手続き準備について	
6	自治会への各種活動補助等について	21
	① 那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金	
	② 那覇市自治会掲示板の新設及び修繕補助金	
	③ 一般コミュニティ助成事業(備品補助)	
	④ 那覇市自治会事務所賃借料補助金	
	⑤ 那覇市自治会集会所の建設及び改修等事業補助金	
	⑤-2 コミュニティセンター助成事業(建設補助)	
	⑥ 沖縄県内の主な助成金一覧	
	⑦ 那覇市保安灯設置等事業補助金	
	⑧ 那覇市保安灯 LED 化推進事業補助金	
	⑨ 那覇市自治会等保安灯電気料金補助金	
	⑩ 防犯パトロール用腕章・懐中電灯の支給	
7	地縁による団体について	29

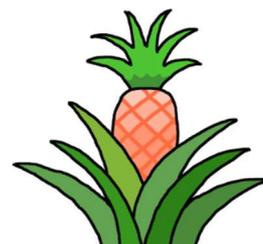


第2章 協働によるまちづくり

- 1 なは市民協働プラザについて..... 31
 - ① なは市民協働プラザとは
 - ② 施設案内(施設概要・交通案内)

- 2 なは市民活動支援センターについて..... 32
 - ① なは市民活動支援センターとは
 - ② 施設案内
 - ③ サービスの利用

- 3 「協働によるまちづくり」その他事業..... 35
 - ① 市長とゆんたくタイム
 - ② 校区まちづくり協議会支援事業
 - ③ 那覇市人材データベース(ボランティアマッチング)

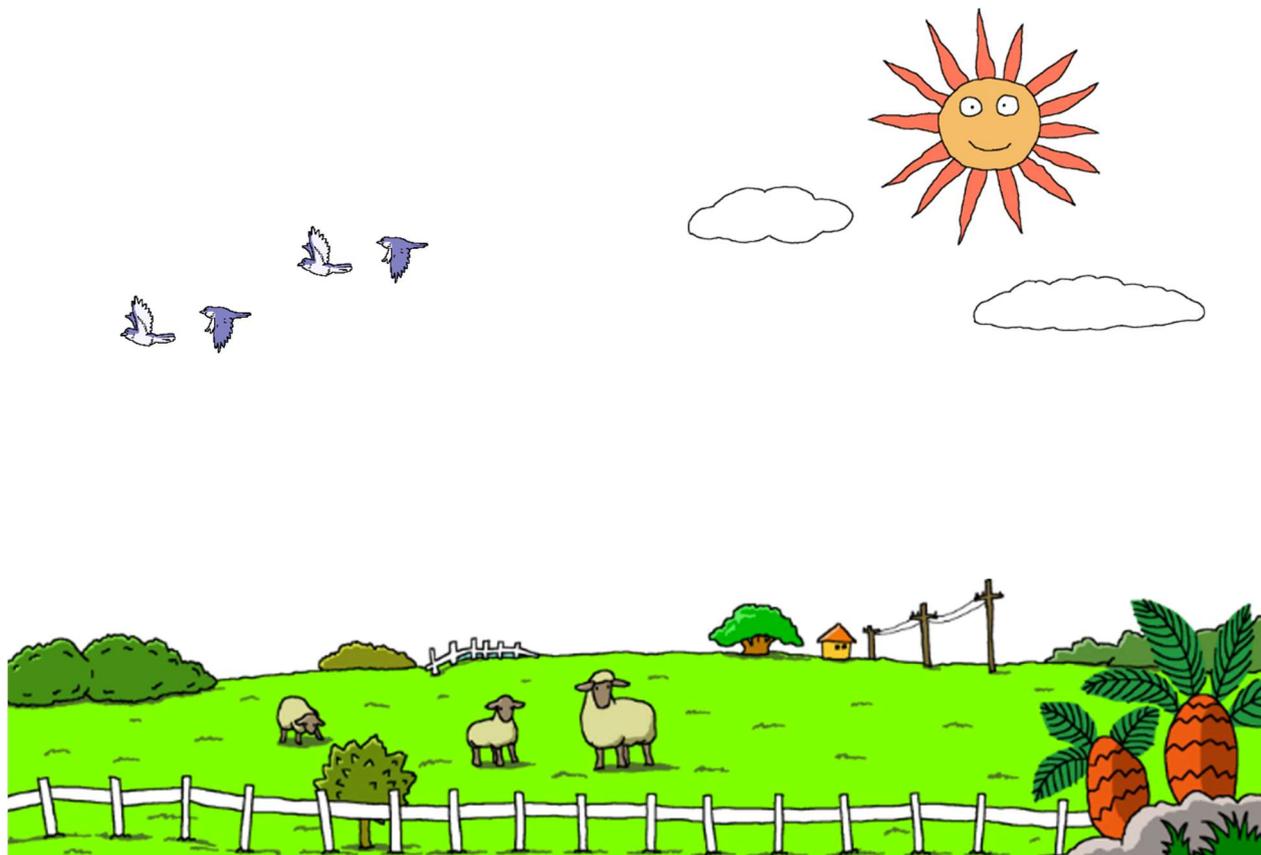


第3章 その他

- 1 本庁舎案内..... 38

- 2 規則・補助金交付要綱..... 39

巻末資料



第1章 自治会活動について

1-1. 自治会活動とは

自治会とは、一定の地域内に住む人々が、地域をより快適で住みよくしていこうという共通意思に基づき結成された任意団体です。

今日地域社会においては、住民同士の関わりが希薄化し、日常生活における人とのふれあいの場が少なくなるなど地域社会を取り巻く環境の変化が見受けられますが、地域で抱える問題(ごみ等の環境問題、高齢者の生きがい対策、交通安全、青少年非行防止、あるいは防犯等)は、個人や家庭だけでは解決できないものが数多くあります。

また、生活していく中で良好な近所づきあいを保ち、近所づきあいの輪を広げていけたらと考えている人々も少なくないと思います。

こうしたなか、自治会は、基本的に次の目的をもって活動しています。



親睦事業

自治会会員の親睦を図るため、運動会や夏祭り、敬老会等だれでも気軽に参加できる行事を行っています。

環境美化活動

花いっぱい運動や道路・公園等の清掃活動を行い、環境の美化に努めています。

教育

子ども会等を中心に、キャンプ活動を実施したり、エイサー・太鼓・旗頭等をとおして青少年健全育成に努めています。

防犯・防災活動

保安灯の設置(維持・管理含む)や自主防犯・防災組織の結成等、安全な生活を送れるよう努めています。

福祉活動

高齢者福祉活動(ふれあいデイサービス、地域見守り活動等)や各種募金活動への協力等を行っています。



1-2. 自治会づくり

自治会を立ち上げる際、もっとも大切なことは、自治会の必要性(当該、地域で抱えている課題・防犯・環境美化・福祉等)の共通認識づくりを図り、より住みよくしているという目的を持つことが必要となります。

自治会設立までの流れ

自治会設立に当たっては、次の①～⑧を参考にして、有志及び賛同者で十分話し合いを持って、取り組んでください。

- ① 設立準備委員会の結成
熱意のある有志(10名程度)で設立準備委員会を結成、委員長を選出し、当面の会合場所を定める。
- ② 自治会区域を設定する。
近隣自治会と被らないようにすること。被りそうなら近隣自治会と相談すること。
- ③ 区域内の班編成を行う。
- ④ 準備委員が分担して、各班の知人・友人に賛同を呼びかける。
- ⑤ 準備委員と各班の賛同者で会合を開いて、各班担当者(候補者)を決める。
- ⑥ 当面の目標世帯数を設定。準備委員及び各班担当者で手分けして区域内の賛同者を募っていく。(設立趣意書、同意書等の配付・・・4ページ参照)
- ⑦ 目標の賛同世帯数を確保したら、設立総会の準備をする。



- ・自治会名称の決定
- ・会則(例)の作成(5ページ参照)
- ・役員候補(正副会長、各班長、会計、書記、監査役等)の人選
- ・当面の事業計画(例)・予算書(例)の作成(8・9ページ参照)
- ・当面の集会場所の確保

⑧総会

設立総会式次第(例)

- 1 開会の挨拶
- 2 設立準備委員長の挨拶
- 3 設立までの経過報告
- 4 議長選出
- 5 議事
 - 1号議案 自治会名称の決定について
 - 2号議案 自治会会則について
 - 3号議案 令和〇〇年度事業計画及び同予算について
 - 4号議案 役員の選出について
- 6 閉会の挨拶
- 7 懇親会



那覇市の「自治会設立」支援について

自治会組織は地域住民の自発性に基づき組織されるものでありますが、市としては、市民参加の活力に満ちた「住みよいまちづくり」を進める上で、地域で活発な自治会活動が行われていることは極めて重要なことから、地域の自治会設立に積極的に支援・協力しています。



地域住民の要請に応え、地域に出向き懇談会を開催しながら自治会設立についての説明やアドバイスを行います。



自治会設立までの流れ等、自治会設立のための資料を提供することの他、常時自治会設立についての相談に応じています。



自治会設立に向け、機運を高めるためのイベント(グラウンドゴルフ大会、レクレーション大会等)または、設立総会等の費用について5万5千円を上限に補助を行っています。

※手続き等の詳細については21ページ参照



自治会設立趣意書(例)

1 生活環境を改善するために

私たちの〇〇〇地域も、日増しに発展する那覇市にあって、公園や道路や上下水道が整備され、以前にくらべてきれいになりました。

しかし、私たちの生活の場を改めて見直した場合、たとえば、◎地域の交通安全や騒音公害の問題 ◎鍵っ子や青少年非行防止の問題◎お年寄りの生きがいの問題あるいは◎道路側溝、公園、子どもたちの遊び場等地域の環境整備の問題等々 ◎防火、防犯防災問題・・・等々まだまだ解決すべき問題がよこたわっており、これらの諸問題は、日常生活の単位である個人や家庭の力だけでは、もはや解決が困難です。

このような諸問題は、地域住民が協力してみんなで力を合わせなければ、解決できない者を含んでいると思います。

私たちは、生活を守るとともに、よりよい生活環境をつくるため、各人が持っているそれぞれの問題を地域全体の共通の生活課題として取り上げ、みんなの力で一つ一つ解決していくため、自治会を結成いたします。

2 人間性の回復の場として

いままで家庭に閉じこもりがちであった方が近隣の人たちと一緒に趣味のサークル活動をしたりしてふれあいを深め、また、おじいちゃんやおばあちゃんたちが集って茶飲み話やグランドゴルフなどをして、楽しい老後を過ごせたらどんなにすばらしいことでしょう。家族の結びつきとともに近隣の人々との結びつきは生活上欠かせないものです。

私たちは、近隣の人々との親睦、ふれあい、相互扶助精神を大切にし、心のかような人間関係をつくる場として、自治会を結成いたします。

令和 年 月 日

自治会発起人

連絡先 TEL

----- きりとり線 -----

私は、自治会の設立趣旨に賛同し、加入申し込みをします。

加入 申込書	氏名		世帯人数	
	住所		電話番号	

(審議決定事項)

第8条 会議の審議決定事項は、次のとおりとする。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会長、副会長及び監査役の選任
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 会則に関する事
- (5) その他重要な事項

3 役員会は、次の事項を審議または決定する。

- (1) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (2) 会則に関する事
- (3) 細則に関する事
- (4) その他必要な事項

4 役員会は、前2項の規定にかかわらず、必要止むを得ないときは、総会にかわり審議決定することが出来る。ただし、次の総会において承認を得るものとする。

(総会の議事録)

第9条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の押印をしなければならない。

(議決)

第10条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員を選任)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長〇名 (3) 幹事長1名 (4) 幹事若干名
- (5) 会計1名 (6) 班長〇名 (7) 監査役〇名

2 会長、副会長及び監査役は、総会において選任する。

3 幹事長、幹事及び会計は、役員会の同意を得て会長が選任する。

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事長及び幹事は、会長の指示を受けて、会の事務を処理する。
- (4) 会計は、会長の指示を受けて、会計事務を処理する。
- (5) 班長は、事務連絡及び会費徴収等を行う。

(6) 監査役は、会の会計を監査し、会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告する。また、これを報告するために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は〇年とする。ただし、班長の任期は〇年とする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(相談役)

第14条 この会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 相談役は、会の相談に応じ、会議に出席して意見をのべることができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第16条 会員は、1世帯あたり年額〇〇円(月額〇〇円)を会費として、この会が指定する方法により納入するものとする。

2 賛助会員の会費は年額〇〇円(月額〇〇〇円)とする。

3 役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年〇月〇日より翌年〇月〇日までとする。

(会計監査)

第18条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第19条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1 この会則施行のため必要な細則は、役員会の決議を経て会長が定める。

2 最初の役員選任については、この会の結成準備委員会をもってあて、総会の承認を得るものとする。ただし、任期は令和〇〇年〇月〇日までとする。

3 この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

令和〇〇年度事業計画(例)

1 年中行事

- 学事奨励会
- 敬老会
- 盆踊り
- ピクニック
- 年末清掃



2 教育・環境美化活動事業

- 世代交流スポーツ大会
- 花香るまちづくり事業
- 〇〇自治会エイサー育成事業
- 各種講習会

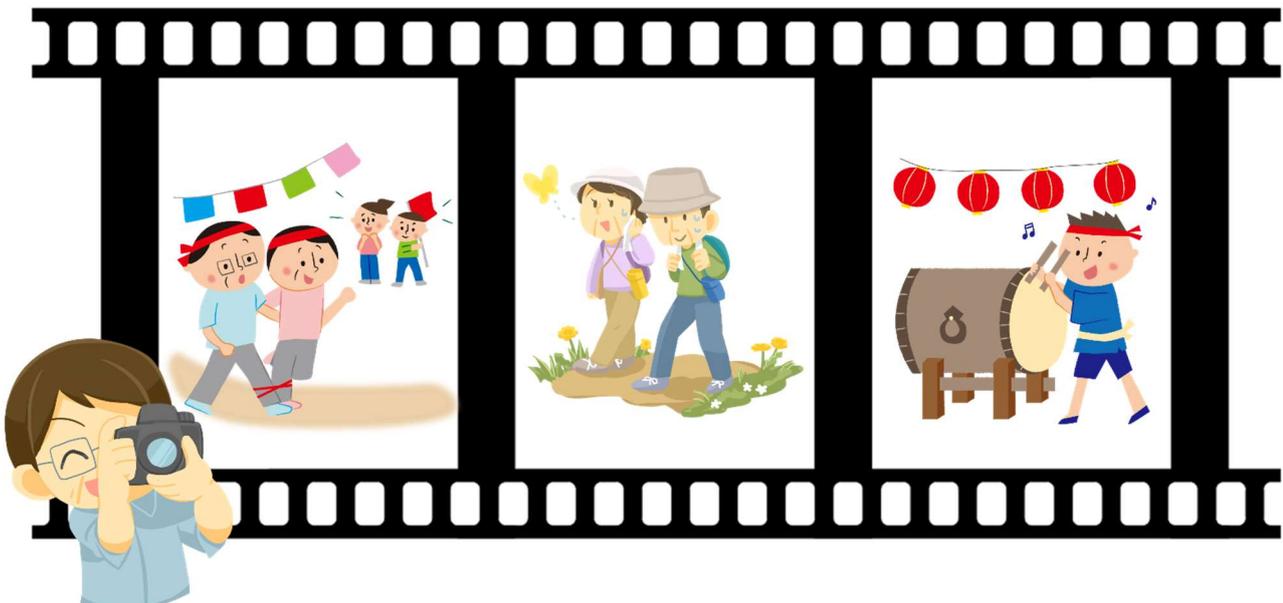
3 福祉・防犯活動事業

- デイサービスの活用
- 保安灯の設置、維持管理



4 継続実施事項

- 地域の交通安全
- 青少年非行化防止及び防犯活動
- 自治会加入促進事業(広報等)



令和〇〇年度 〇〇自治会収支予算書(案)(例)

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	備考
自治会費	〇〇〇	〇〇〇(円)×12(ヶ月)×〇〇〇(世帯)
※市補助金	〇〇〇	55,000(円):事業補助金 60,000(円):保安灯2灯 40,000(円)×12(ヶ月):自治会事務所賃借料補助金 〇〇〇(円):〇〇〇〇
※市委託料	〇〇〇	〇〇〇(円)×12(ヶ月) (那覇市連絡事務委託料)
寄付金	〇〇〇	
雑収入	〇〇〇	預金利子
前年度繰越金	〇〇〇	
収入合計	〇〇〇	

※市補助金・市委託料は、予算に組入れて下さい。

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	備考
事業費	〇〇〇	
研修会	(〇〇〇)	
夏祭り	(〇〇〇)	
敬老会	(〇〇〇)	
環境美化	(〇〇〇)	
忘年会	(〇〇〇)	
通信費	〇〇〇	郵便料、電話料
消耗品	〇〇〇	事務用品等
備品購入費	〇〇〇	書庫
集会所		
家賃	〇〇〇	事務所家賃
水道光熱費	〇〇〇	電気、水道、ガス
修繕費	〇〇〇	掲示板
弔慰金	〇〇〇	香典料等
役員手当	〇〇〇	会 長 〇(千円)×12(ヶ月) 副会長 〇(千円)×12(ヶ月) 書記会計 〇(千円)×12(ヶ月)
雑費	〇〇〇	
支出合計	〇〇〇	

※総務省のウェブサイトに掲載されている「コミュニティ団体運営の手引き」もご参照ください。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000060774.pdf



1-3. 那覇市の自治会の現状と特徴等

① 管内別自治会数・加入世帯数の状況（令和7年5月1日現在）

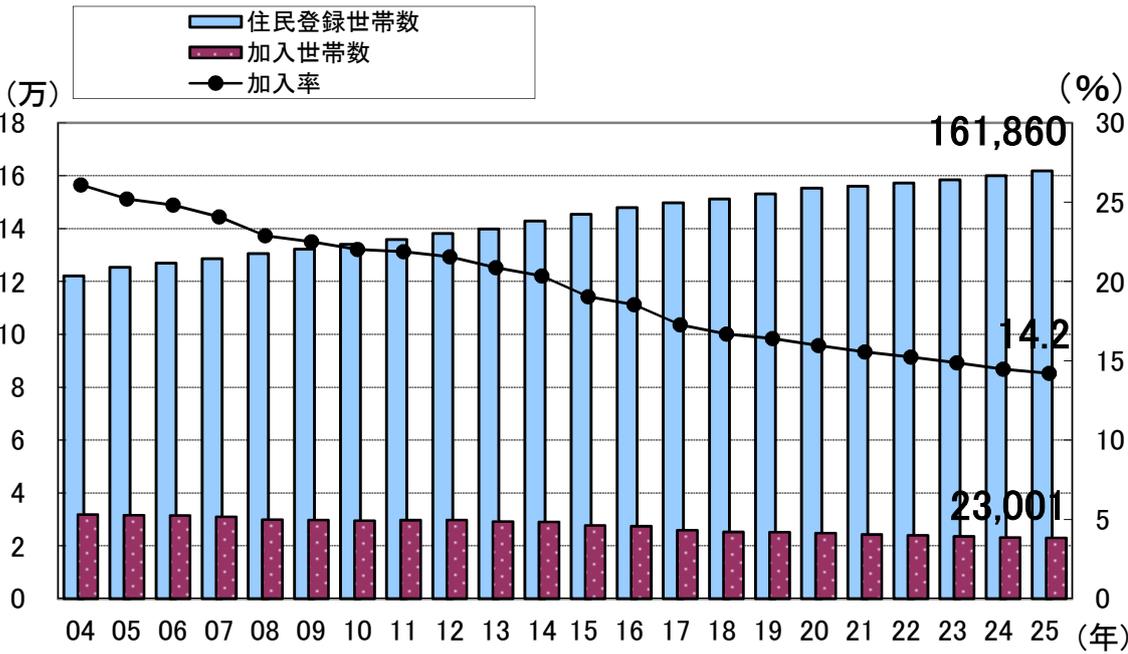
		住民登録世帯数 (A)	自治会加入 世帯数 (B)	自治会数 (C)	1自治会あたり 平均加入世帯数 (B/C)	加入率 (B/A × 100)
管内	本 庁	54,908	6,485	49	132	11.8%
	真 和 志	53,502	5,218	42	125	9.8%
	首 里	25,375	6,708	39	172	26.4%
	小 禄	28,075	4,590	21	219	16.3%
	計	161,860	23,001	151	152	14.2%

※ここでいう自治会は、那覇市と連絡事務委託契約を締結している自治会です。

（連絡事務委託契約を締結していない自治会は含まれていません）

※自治会数について・・・管内別の自治会数を見るため、ここでは联合会市営住宅支部の自治会を各管内に含めています。

② 那覇市連絡事務委託契約自治会世帯数の推移



③ 那覇市の自治会の歴史と特徴等



本市の自治会は、旧来の区長制を基盤にしています。区長制は旧那覇市では1951年に廃止されました。

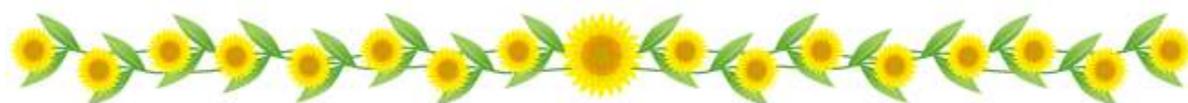
その後、1954年に首里市、小禄村、1957年に真和志市が那覇市にそれぞれ合併されましたが、それらの地域では、しばらく従来の区長制が行われていました。しかし、まもなく区長制度は全て廃止され、これに代わって1960年代に自治会が生まれました。

現在の本市の自治会の加入率は、約14%で、微減傾向が続いています。また自治会が組織されていない地域も多くあります。(本稿の自治会とは、市と連絡事務委託契約を締結している自治会です。)

本市の自治会組織の特徴は、旧来の区を基にしている場合や旧字住民で組織される場合がある一方、米軍の土地接收に伴う集団移住を背景として共同体型の自治会もあります。また、字有地等の財産の管理により結びついている場合や、御嶽(ウタキ)や拝所(ウガンジュ)などの伝統的行事等により結びついた共同体型の自治会があることも本市の自治会の特徴であると考えられます。

本市は第二次大戦後、復興が急速に進み、市街地が形成・発展していく中で寄り合い世帯的地域が形成されました。その結果、流入人口の多かった地域(本庁地区、真和志地区)では、自治会の組織化が進まず、自治会未組織地域が多い状況となっています。また他市町村から移り住んだ方々が自発的に結成した「郷友会」が、助け合い等のコミュニティ的な役割を担っていることも自治会組織化に関係があると考えられます。

那覇市の自治会の現状は、加入率が低いことと、自治会未組織地域が多いことが特徴といえます。



◆◆◆自治会活動の必要性について◆◆◆

本市では、戦後の急激な都市化によって生活環境が大きく変化し、核家族化や少子高齢化に伴って顕在化している子育て支援・高齢者介護・障がい者支援などの社会的課題や、生活環境の維持改善・防犯防災等の安全安心に関する課題など、地域における様々な課題が増加してきており、人々の心の触れ合いや、繋がりまでもが希薄になってきたと言われております。

こうした中で、心の通い合う人間関係を生み出し、活力に満ちた、人間性豊かな地域社会を築き、次世代にそれらを伝えていくためにも自治会活動の活性化が望まれます。そのためには、自治会の必要性及び役割について粘り強く理解を求めていくことが必要と考えられます。

自治会加入促進のお手伝い

各自治会掲示板に貼付し、自治会加入を促しましょう。



あなたの未来のために 自治会に入ろう



安心

親戚が近くにいないけど、自治会の方が親身になって相談に乗ってくれるので安心して暮らせます。

安全

地域の道を明るく照らし防犯のため、地域の防犯灯を設置、管理しています！

つながり

平日は仕事ですが、休みの日に無理のない範囲で行事の協力参加ができます。

地域の自治会に入 ってよかった！

楽しみ

自治会の行事に参加するうちに知り合いが増え、餅つき大会や夏祭りなど、季節のイベントを子ども達と一緒に参加して楽しんでいます！



情報

引っ越して間もないころは、自治会の方が声をかけてくれてほっとしました。地域のこともいろいろ教えてくれました。

まずはできることから
参加してみませんか…？

那覇市自治会長会連合会

自治会へのお問い合わせや
入会についてはコチラへ▶▶▶



自治会

1-4. 那覇市自治会長会連合会について

①組織の体制

・平成17年4月1日より、専従職員1人を配置しております。

那覇市自治会長会連合会(☎911-3509)

・市内4管内(本庁・真和志・首里・小禄)の内、市営住宅自治会の連合組織を含め、支部(計5支部)と称し、その支部長の中から、連合会会長が選任されています。

(14 ページ組織機構参照)

②目的

自治会活動の望ましい運営、ならびに市民生活の向上及び福利厚生を増進を図るとともに、市行政への協力に寄与することを目的としています。

③活動内容

- 自治会活動の望ましい運営に関する調査・研究活動
- 協働のまちづくりを推進する活動
- 市民の福利厚生に関する活動
- 各支部自治会長との連絡調整に関する活動
- 市民憲章の実践を推進する活動
- 広報活動

(※上記の各活動は、各自治会からの会費収入と那覇市からの補助金で実施しています。)

印刷機、コピー機 利用サービス

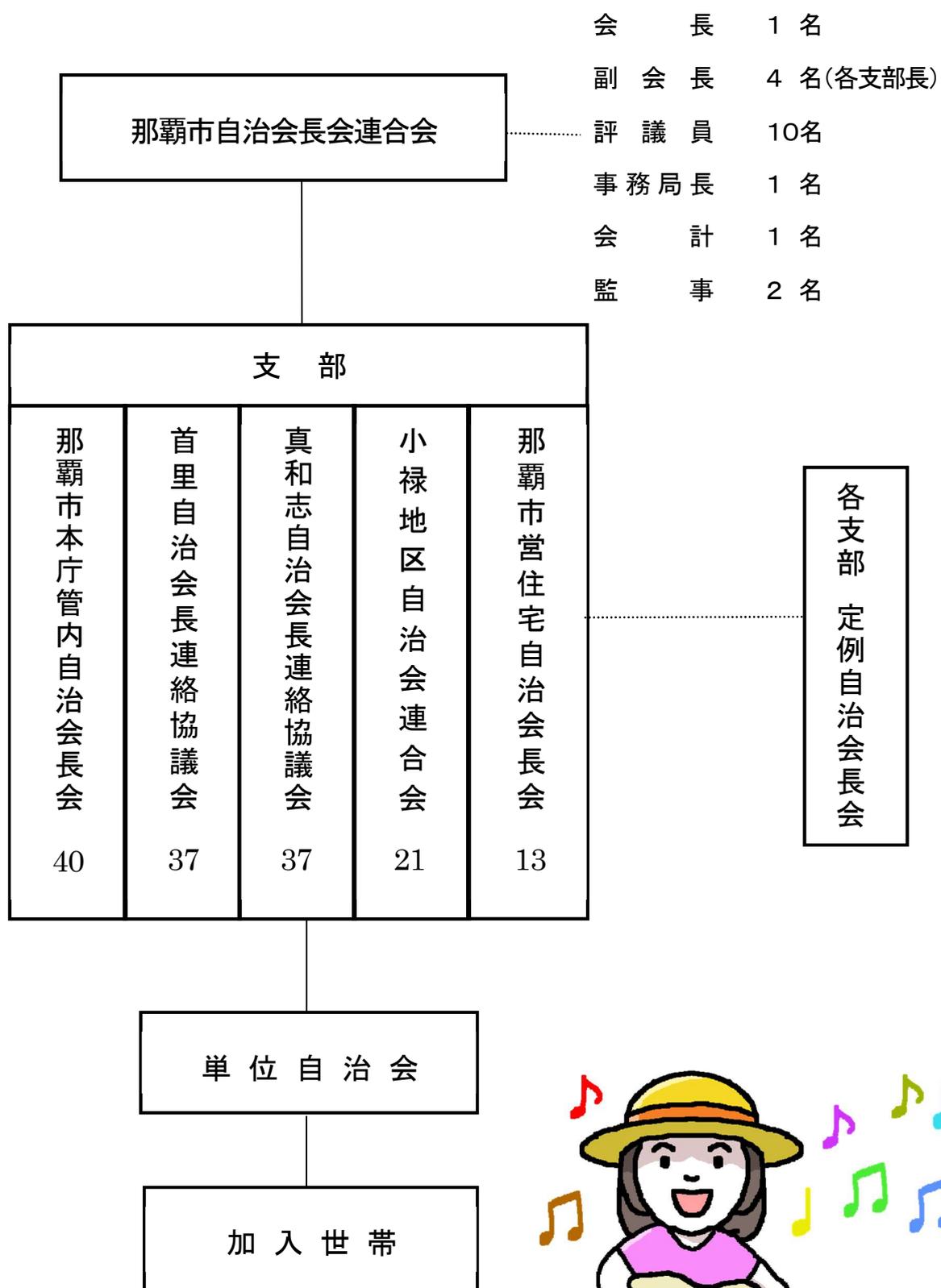
印 刷	インク代	10 枚	5 円
	マスター代	1 枚	50 円
	紙代(持込可)	1 枚	1 円
コ ピ ー		1 枚	5 円

※印刷等、作業はセルフサービスです。

※カラー印刷は出来ません。

※利用時間の重複や事務局員不在をさけるために、必ず事前にご連絡ください。

④ 那覇市自治会長会連合会の組織機構【令和7年7月1日現在】



那覇市自治会長会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、那覇市自治会長会連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、那覇市銘苅 2 丁目 3-1 なは市民協働プラザに置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦及び自治会運営に関する調査研究並びに市民協働のまちづくりを推進することにより、市民生活の向上及び福利厚生増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、那覇市本庁支部、首里支部、真和志支部、小禄支部及び市営住宅支部に属する各自治会長及び支部の代表者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会運営の調査研究に関すること
- (2) 会員相互の親睦、交流に関すること
- (3) 広報に関すること
- (4) 協働のまちづくりに関すること
- (5) その他、会の目的達成に必要なこと

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|---------|------|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 4 名 |
| (3) | 評 議 員 | 10 名 |
| (4) | 事 務 局 長 | 1 名 |
| (5) | 会 計 | 1 名 |
| (6) | 監 事 | 2 名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第8条 役員は、評議員会で推薦し、総会の承認を得る。

- 2 会長は、各支部の持ち回りとする。
- 3 副会長は、第4条に規定する支部の代表者(以下「支部長」という。)とする。
- 4 評議員は、各支部長が推薦する。
- 5 事務局長及び会計は、会長が委嘱する。

6 監事は、会長の属する支部を除く各支部の監事から持ち回りで選出する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、(予め決定された順位の)副会長が代行する。
- (3) 評議員は、総会に提案すべき事項及びその他の重要事項を審議する。
- (4) 事務局長は、事務局の会務を統括する。
- (5) 会計は、会計事務を処理する。
- (6) 監事は、会計を監査する。

(会長手当等)

第10条 会長手当はつぎのとおりとする。

2 年間、会長手当として12万円、事務局長及び会計手当として年間6万円とし、監査手当は3千円、編集委員長手当は1万円とする。また、各会議に係わる交通費は2千円とする。

(事務局職員)

第11条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、支部長会で選考し会長が任命する。
- 3 事務局職員は、事務局長の命を受け業務に専念する。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び評議員会並びに支部長会とし、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、評議員の中から選出し、出席者の承認を得る。
- その他の会議は、会長が議長を務める。

(総会)

第13条 総会は、毎年1回開催し次の事項を審議決定する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算決算の承認
- (4) 役員承認
- (5) その他、重要事項の決定

(評議員会)

第14条 評議員会は、必要に応じ開催し次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する議題
 - (2) 本会の運営方針
 - (3) その他の重要事項
- 2 評議員会には、必要に応じ、役員及び自治会関係者を参加させることが出来る。

(支部長会)

第15条 支部長会は、原則として毎月開催するものとし、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営に関すること

- (2) 事業計画及び収支予算案の作成に関する事
- (3) 広報に関する事
- (4) 協働のまちづくりに関する事
- (5) その他支部の活動等に関する事

2 支部長会には、那覇市職員を出席させることが出来る。

(会議の定数及び議決)

第16条 会議は構成員の過半数で成立し、出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費及び補助金その他の収入をもってあてる。

2 会費は、別に定める。

(会計監査)

第19条 本会の会計は、毎年監査を受け総会の承認を得なければならない。

(その他)

第20条 前各条に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

- 1、本会則は、昭和49年6月15日より施行する。
- 2、昭和55年 7月31日 一部改正
- 3、昭和57年 5月29日 一部改正
- 4、昭和58年10月14日 一部改正
- 5、昭和60年 5月29日 一部改正
- 6、昭和61年 5月31日 一部改正
- 7、平成 4年 6月 9日 一部改正
- 8、平成18年 5月26日 一部改正
- 9、平成24年 5月28日 一部改正
- 10、平成26年 6月 2日 一部改正
- 11、平成27年 5月25日 一部改正
- 12、平成28年 5月25日 一部改正
- 13、平成30年 5月23日 一部改正
- 14、令和 2年 5月27日 一部改正

那覇市自治会長会連合会表彰内規

(目的)

第1条 本会は、多年にわたり自治会活動を通して住民の福祉に貢献した会員並びに本会の活動に多大な功績のあった会員等を表彰し、もって地域自治の振興と発展に寄与することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、永年勤続表彰及び功労者表彰とし、会長がこれを行う。

- (1) 永年勤続表彰は、自治会長の職を通算で満5年間在職した者。(以後満5年を増す毎に表彰する。)
- (2) 功労者表彰は、連合会会長または副会長として本会の運営に著しく貢献し、支部長を退任した者。
- (3) 本会の活動に特段の功績があった者。

(表彰者の決定等)

第3条 被表彰者は、前条の規定に基づき支部長会で選定し、評議員会が決定する。

- 2 表彰は、定期総会で行うものとする。
- 3 功労者表彰には、記念品を添えることができる。
- 4 被表彰者が死亡したときは、その家族に表彰状を贈る。

(表彰等の特例)

第4条 前各条の規定によりがたい表彰等の特例については評議員会で取り決める。

付則

- 1、この内規は、昭和50年8月15日から施行し、施行前の第2条第1項1号に規定する任期は通算するものとする。
- 2、平成18年5月26日一部改正
- 3、令和 2年5月27日に第1条、第2条、第3条の一部を改正する。

那覇市自治会長会連合会慶弔内規

(慶弔金)

第1条 本会の慶弔金又は記念品贈呈等については、次のとおりとする。

- (1) 本会の友好団体から招待を受けたとき
祝儀金:金3千円
記念品の場合:5千円相当
- (2) 役員又は単位自治会長に不幸があったとき
弔慰金:金5千円

(慶弔金の特例)

第2条 前項の慶弔金の取り扱いは、特別な理由がある場合、支部長会に諮り変更することができる。

付則

- 1、この内規は、昭和48年6月25日から施行する。
- 2、平成18年5月26日 一部改正

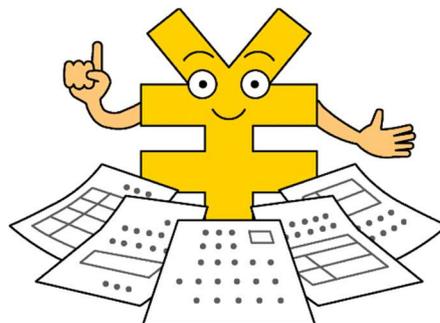
1-5. 那覇市連絡事務委託契約について

① 那覇市連絡事務委託契約とは・・・那覇市が市政の連絡事務を、一定の地域住民で構成され、地域をより快適に住みよくしていこうという共通意思に基づき結成された自治会に委託することで、市政の円滑な運営を図っております。

(39ページ那覇市連絡事務委託規則、
40ページ那覇市連絡事務委託実施要綱参照)

② 契約に必要な書類

- 連絡事務委託請書 又は 連絡事務委託契約書
- 加入世帯名簿
- 自治会区域図
- その他市長が必要と認める書類
 - ・自治会基本情報報告書・・・6月頃提出
 - ・総会資料等・・・・・・・・総会終了後
 - ・自治会会則又は規約



③ 連絡事務の委託方法・・・月に1回の、那覇市自治会長会連合会を組織する各支部の定例会において自治会に伝達しております。期限のあるお知らせ等がありますので、定例会に参加できない場合は、後日、お早目に受取るようお願いいたします。

④ 委託料について・・・自治会の加入世帯数に応じ、次のとおり算定します。

1	均等割・・・A		19,500円
2	世帯割	500世帯まで・・・・・・・・B	世帯数 × 17円
		500世帯を超える部分・・・C	世帯数 × 15円
委託料合計(月額)			A+B+C (ただし、100未満の端数を生じたときは、これを切り上げます。)

※委託料は自治会に対し、支払っているものですので、用途については各自治会の総会(収支予算)において決定してください。

⑤ 那覇市連絡事務委託契約の手続き準備について

○連絡事務委託契約の期間・・・4月1日から3月31日までの1年間

○手続きの流れ

- ① 1月頃に次年度に係る通知を送付
- ② 契約に必要な書類を3月上旬までに提出
(連絡事務委託請書、請求書、加入世帯報告書、加入世帯名簿、収入印紙)

※各自治会にお支払いしている、事務連絡委託料算出の基礎になりますので、提出期限を厳守して下さいますようお願い致します。

※期限内に提出がない場合、委託料の支払いができない場合がございます。

○ お 願 い ○

自治会長の変更や委託料の振込先通帳の変更の際は、提出していただく書類がありますので、まちづくり協働推進課までご連絡をお願いします！

◇自治会長が交代になった場合

- ・委託契約の「変更届」
- ・「債権者登録変更申請書」
- ・「会長変更に伴う基本情報確認書」

※ 地縁による団体の認可を受けた自治会・・・「告示事項変更届出書」



◇委託料の振込先通帳が変更になった場合

- ・「債権者登録変更申請書」
- ・「通帳の表紙・表紙裏(支店名口座名義が記載されているページ)の写し」

※ 申請用紙はまちづくり協働推進課にあります。会長印と通帳をお持ち下さい。



◇休止・解散等の場合、手続きがありますので連絡ください。

● 「個人情報保護」について ●

平成 17 年に施行された「個人情報保護法」は、個人の権利利益を保護することを目的に制定されました。その結果、自治会として会員の勧誘などに有効な情報が行政から得られなくなり、自治会活動としては苦慮する場面も多くなりました。しかしながら、法の趣旨も勘案しつつ、新たな対応策が求められてきています。

● 自治会が持つ個人情報の取り扱いについて ●

平成 29 年 5 月 30 日に個人情報保護法が改正され、改正前の適用除外規定(5,000 人以下で個人情報を取り扱う事業者について法の適用は除外)は廃止され、那覇市の自治会は個人情報保護法の適用対象になります。自治会でも法律に準じた取扱いを行い、きちんと管理運営する必要があると考えていますのでご留意下さい。

「個人情報の保護」について詳しくは、以下のホームページをご参考下さい。

● 【個人情報保護委員会】 ●
個人情報の保護 : <http://www.ppc.go.jp/>



1-6. 自治会への各種活動補助等について

那覇市連絡事務委託契約を締結した自治会に対し各種補助金の交付等、助成制度を設けています。

① 那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金

自治会及び準備委員会等が、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として実施する事業または、地域自治組織の設立機運醸成を図ることを目的に実施する事業に対し、補助金を交付します。

- 補助率は補助対象経費の 3/4 まで。
- 交付限度額は、1 会計年度につき、1 自治会及び準備委員会等あたり 55,000 円。
- 予算の範囲内で 2 事業まで分割できます。
- ※事業実施日の2週間前までに申請書類を提出してください。
- ※商品券等の金券、物品の配布のみを目的とする事業は対象外です。

(42ページ那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金交付要綱参照)



事業補助金の交付対象となる事業

1 文化事業

(例) 地域住民学習会、学事奨励会等

2 親睦事業

(例) 敬老会、夏祭り、各種スポーツ・レクリエーション大会等

3 福祉事業

(例) 地域見守り活動等

4 環境美化事業

(例) 地域清掃等

5 防犯防災事業

(例) 子供パトロール、防災訓練等

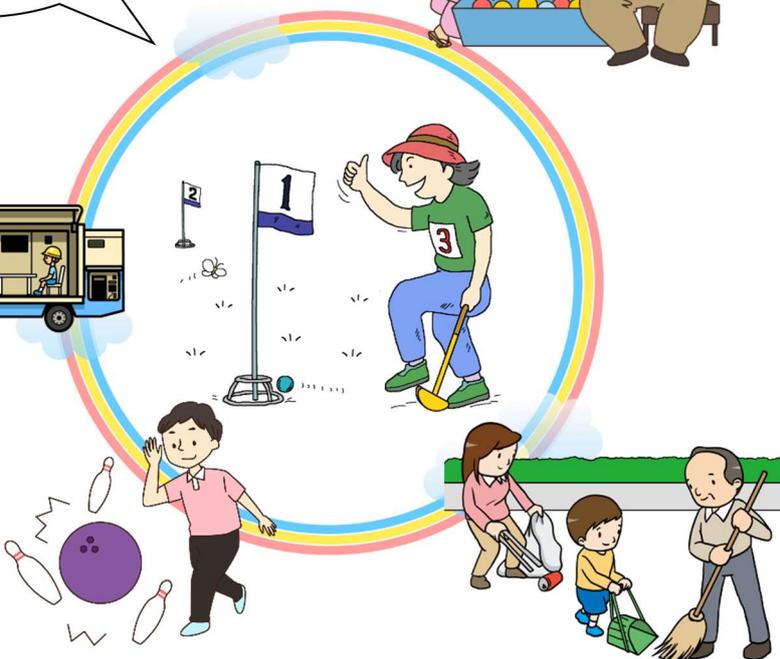
6 広報事業

(例) 会報誌の発行等

7 会員加入促進に関する事業

8 設立総会、設立準備会議等

9 その他、特に市長が認めた事業



事業の予定が
決まったらすぐに
申請しよう♪

事業補助金申請の流れ

*** 自治会長印は、①申請～⑦請求まで全て同じモノで押印してください！！**

自治会

① 申請

□の項目を提出書類で確認し、事務処理を進めていきます。

* 申請・ご相談等は事業前お早め(2週間前まで)にお願いします。

- 事業補助金交付申請書
- 収支予算書
- チラシやプログラム

③物品購入等
(必ず②の交付決定後に購入してください)

④ 事業の実施

↓ 事業実施後 30 日以内に実績報告を提出
↓ してください。(※ 概算の場合は 7 日以内)

⑤ 実績報告

- 実績報告書
- 事業収支決算書
- 領収書(コピー可)
- 写真
- チラシやプログラム
- 名簿(予算科目で食糧費の計上がある場合)

⑦ 請求

□請求書(日付は⑥の確定した日以降)

那覇市

②

↓ 交付決定日

那覇市指令市第 1111 号
令和元年 8 月 10 日

〇〇自治会
那覇市〇〇1-2-3
会長 那覇 太郎 様

那覇市長 城 岡 幹 子

補助金の交付について(通知)

令和元年 8 月 7 日付けで申請のあった自治会事業(夏まつり)については、那覇市補助金等交付規則に基づき次の条件を付けて 55,000 円を交付します。

条件

- 1 交付の対象となった事業を中止し、又は事業内容を変更(軽微な変更は除く)する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた自治会は、当該事業終了後 30 日以内に事業の実績報告を市長に提出しなければならない。

〒900-0004
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
なは市民協働プラザ 3 階
市民文化部 まちづくり協働推進課
担当: 上原、仲田
TEL: 861-3846 FAX: 861-3126

⑥

↓ 確定した日

那市第 555 号
令和元年 9 月 10 日

〇〇自治会
那覇市〇〇1-2-3
会長 那覇 太郎 様

那覇市長 城岡幹子

補助金の確定について(通知)

令和元年 8 月 10 日付け那覇市指令市第 1111 号により交付決定した 2019 年度自治会事業補助金(夏まつり)については、事業実績報告書を審査した結果、補助金の使途は適正と認められるので、那覇市補助金等交付規則第 13 条の規定により指金額のとおり 55,000 円に確定します。

※領収書をコピーで提出された場合は、原本を 5 年間保管してください。

〒900-0004
那覇市銘苅 2-3-1
なは市民協働プラザ 3 階
市民文化部 まちづくり協働推進課
担当: 上原、仲田
TEL: 861-3846 FAX: 861-3126

⑧ 補助金振込み

(記入例)

事業(行事)の内容及び収支予算計画

① 事業の内容

事業実施予定

日

令和 7 年 9 月 21 日

参加予定人数

100 人

事業の実施内容

地域の子どもや大人が集い、歌や踊りで会員の長寿を

祝う敬老会の実施

② 事業収支計画

【収入】※予算の内訳

(単位は円)

科目	予算額	備考	交付額
補助金	55,000 円		55,000 円
参加者負担金	円		円
自治会負担金	236,000 円		円
寄付金	円		円
その他雑収入	円		円
合計	291,000 円		55,000 円

交付額・補助対象額は
まち協課で記入します。

【支出】※事業にかかる費用の内訳

科目	予算額	備考(経費の内容等)	補助対象額
消耗品費	30,000 円		30,000 円
飲食費(※)	100,000 円	1,000 円×100 名	70,000 円
印刷製本費	1,000 円	チラシ印刷	1,000 円
賃借料	20,000 円	会場使用料	20,000 円
通信運搬費	—円		円
車両費	—円		円
諸謝金	30,000 円	余興団体への謝礼金	30,000 円
記念品・参加賞代	100,000 円	1,000 円×100 名 お菓子詰め合わせ	100,000 円
その他雑費	10,000 円		10,000 円
合計	291,000 円		261,000 円

※飲食費は、事業に必要不可欠と認められる場合に限り補助対象経費として認めます。

注) 補助対象経費として認めることができる飲食費の上限額については、那覇市予算編成要領別表第2の規定に基づく食糧費の範囲内で補助対象経費と認めます。 ※R7 年度は飲み物 100 円以内、弁当 600 円以内

② 自治会掲示板の新設及び修繕補助金

この補助金は、各自治会の地域コミュニティ活動の推進を目的とした広報掲示板の設置又は修繕に要する経費の一部に対する補助金です。

(補助額)

- 新設 ・補助金限度額 1 会計年度 10 万円
(ただし、現在活用している掲示板数が、3 基未満の自治会が対象)
 - 修繕 ・補助金限度額 1 会計年度 4 万円
(ただし、1 基あたり 2 万円を超えないものとする)
- ※ **事業の実施前に**申請書類を提出する必要があります。

(44ページ那覇市自治会掲示板の新設及び修繕補助金交付要綱参照)

H28 年度までに立てた『地域(防災)案内付き掲示板』を撤去・処分(移設含む)する場合は、事前にまちづくり協働推進課までご連絡ください。



《 広告付き自治会掲示板のご紹介 》

市の補助金が活用できない場合、広告代理店において、自治会掲示板を寄贈してもらえらるスポンサーを募り、掲示板の制作および設置業務を行っている事例があります。



③ 一般コミュニティ助成事業(備品補助)

この事業は、(財)自治総合センターの「宝くじの普及広報事業」から助成されるもので、「市(区)町村が認めるコミュニティ組織に対して、必要な設備の整備を助成することで、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的としています。申請を受け、市、県、(財)自治総合センターの審査を経て助成の有無が決定されるため、助成が行なわれない場合もあります。

一般コミュニティ助成事業

目項	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体名	<ul style="list-style-type: none"> ・天久ピアザ自治会 ・県営天久高層住宅自治会 ・石嶺ひよい自治会 ・県営鳥堀市街地住宅自治会 ・安里一区自治会 ・真和志自治会長連絡協議会 ・宇栄原自治会 ・那覇市自治会長会連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・久米1丁目自治会 ・松尾二丁目自治会 ・真嘉比自治会 ・宮城区自治会 ・赤平町自治会 ・城東自治会 ・小禄泉原自治会 ・樋川市営住宅自治会 ・那覇市自治会長会連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・くもじ地域自治会 ・辻自治会 ・松島自治会 ・与儀後原自治会 ・寒川町自治会 ・首里汀良町自治会 ・東雲自治会 ・識名市営住宅自治会 ・末吉市営住宅自治会 ・那覇市自治会長会連合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・山下町自治会 ・岡野区自治会 ・識名自治会 ・長田二丁目大蔵ハイツ自治会 ・首里崎山町自治会 ・首里崎山ハイツ自治会 ・県営赤嶺団地自治会 ・真地団地自治会 ・新都心銘苅市営住宅自治会 ・那覇市自治会長会連合会
事業名	自治会備品購入事業	自治会備品購入事業	自治会備品購入事業	自治会備品購入事業
助成額	2,500,000(円)	2,500,000(円)	2,500,000(円)	2,500,000(円)
助成品目	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター ・加湿器 ・冷蔵庫 ・テント ・高圧洗浄機 ・スピーカー <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートパソコン ・エアコン ・プリンター ・冷蔵庫 ・高圧洗浄機 ・カラー複合機 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートパソコン ・エアコン ・プリンター ・高圧洗浄機 ・カラー複合機 ・プロジェクター <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートパソコン ・エアコン ・プリンター ・アンプ ・草刈機 ・高圧洗浄機 <p style="text-align: right;">等</p>

④ 自治会事務所賃借料補助金

この補助金の目的は、自治会が活動拠点となる事務所を賃借（土地・建物等）する場合に限り、自治会活動支援の一環として次のとおりの算定額を補助金として交付しています。

・申請の提出締切日：毎年 4/20（新規契約を除く）

※新たに契約される場合は、賃借契約を締結する前にご相談ください。

（46ページ那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱参照）

（算定月額）

○ 賃借月額×2/3

（ただし、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てる）

○ 最高限度額は、40,000円（月額）です。

※ 当該年度の契約更新後に申請書類を提出する必要があります。



⑤ 自治会集会所の建設及び改修等事業補助金

地域の資金で建設する自治会集会所の建設及び改修等に対し、総費用の3割以内で補助金を交付します。対象となるのは、国・県または（一財）自治総合センター（宝くじ助成）等から補助金の交付がなく、地域住民または法人の負担で建設及び改修等を行うものです。ただし、補助金の額については、当事業にかかる本市の今年度の予算の範囲内での交付となります。

（補助額）

○ 建築補助金：総建築費の30%以内 最高限度額 500万円

○ 改修等事業補助金：改修総費用の30%以内最高限度額 250万円

※ 工事の実施前に書類を提出する必要があります。

（48ページ那覇市自治会集会所の建設及び改修等事業補助金交付要綱参照）

⑤-2 コミュニティセンター助成事業（建設補助）

（財）自治総合センターの「宝くじの普及広報事業」から助成されるもので、毎年度沖縄県を通じて各市町村へ募集の案内があります。申請については、まちづくり協働推進課にお問い合わせください。

実施要綱・留意事項は一般財団法人 自治総合センターのホームページで確認できます。

<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>



※令和6年度に実施されたものになるため、助成事業が実施されない場合もあります。

⑥ 沖縄県内の主な助成金一覧

また、募集期間や助成内容について変更の可能性もあります。

	募集期間	助成金名称	対象分野	内容	詳細
1	3月	りゅうちゃん子どもの希望基金	子ども	上限 50 万円	社会福祉法人 沖縄県共同募金会
2	3月～4月	沖縄県社会福祉振興基金	福祉、ボランティア	300 万円以内	沖縄県社会福祉協議会
3	4月	なは市民活動支援事業	市民活動	コースにより 20～50 万円	なは市民活動支援センター
4	4月～5月	那覇市地域福祉基金	社会福祉	上限 50 万円	那覇市福祉政策課
5	4月～5月	タイムスふれあい事業	福祉設備、機材	備品や設備など	沖縄タイムス社
6	6月	共同募金助成金	社会福祉	枠により 5～20 万円	那覇市社会福祉協議会
7	6月	コミュニティ活動促進事業	まちづくり	上限 50 万円	公益社団法人 沖縄県地域振興協会
8	7月～8月	公益信託 源河朝明記念 那覇市社会福祉基金	社会福祉	上限 100 万円	株式会社 琉球銀行
9	前期 2月～3月 後期 7月～8月	地域活性化助成事業(前期)・(後期)	地域活性化、まちづくり	上限 30 万円	公益社団法人 沖縄県地域振興協会
10	10月	沖遊協パチンコ・パチスロ助成事業	社会福祉、子ども、コミュニティー (共同社会)強化支援、学術・文化	上限 10 万円	沖縄県遊技業協同組合
11	10月～11月	NPO 等環境ボランティア活動支援事業	環境教育・活動	上限 10 万円	おきなわアジェンダ21県民会議
12	10月～1月	コザしん地域振興基金助成事業	地域振興・発展、まちづくり	事業内容による	一般社団法人 コザしん地域振興基金
13	12月	NHK 歳末たすけあい募金	社会福祉	事業内容による	社会福祉法人 沖縄県共同募金会
14	12月～1月	ろうきん・わたしたシマづくり運動基金	経済、福祉、文化	総額 150 万円	沖縄県労働金庫
15	12月～2月	ボランティア団体援助金	子ども、社会課題解決、ボランティ ア活動	5 万円	生活協同組合コープおきなわ
16	12月～2月	那覇青果社会貢献基金助成金	自然環境、子ども	上限 50 万円	那覇青果物卸商業協同組合
17	12月	青少年育成助成金	青少年育成	上限 20 万円	公益財団法人 金秀青少年育成財団
18	12月～2月	おきぎんふるさと振興基金	健康、環境、教育、福祉、文化	上限 100 万円	株式会社 沖縄銀行

↓ ⑦～⑩は市民生活安全課が窓口となります

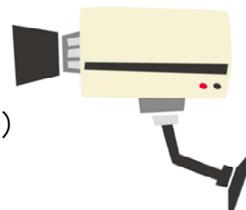
市民生活安全課では、「那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則」に基づき、次の⑦～⑩の事業を実施しています。

⑦ 那覇市保安灯設置等事業補助金

保安灯の新設・修繕・省電力型取替、防犯カメラの設置を行う自治会やPTA等、3世帯以上の地域住民で組織される団体を対象に、保安灯1灯あたり上限50,000円（省電力型でないものは上限30,000円）、防犯カメラ1台あたり上限100,000円を補助しています。

詳しくは、市民生活安全課にお問い合わせください。
※設置後の維持管理は、各団体が行います。

（50ページ那覇市保安灯設置等事業補助金交付要綱参照）



⑧ 那覇市保安灯LED化推進事業補助金

保安灯（蛍光灯や水銀灯等）をLED化する自治会やPTA等、3世帯以上の地域住民で組織される団体を対象に、保安灯1灯あたり上限50,000円を補助しています。

詳しくは、市民生活安全課にお問い合わせください。
※設置後の維持管理は、各団体が行います。

（56ページ那覇市保安灯LED化推進事業補助金交付要綱参照）

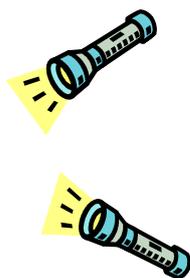
⑨ 那覇市自治会等保安灯電気料補助金

保安灯を維持管理する団体が負担している電気料の一部を補助します。
補助額は、省電力型（10Wまで）は1灯あたり上限年2,110円、省電力型（10Wをこえ20Wまで）は1灯あたり上限年3,280円、省電力型以外の保安灯は1灯あたり上限年2,400円です。

（53ページ那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付要綱参照）

⑩ 防犯パトロール用腕章・懐中電灯の支給

自主防犯組織（自治会やPTA等）へ腕章・懐中電灯・メガホンを支給します。
※支給数には上限があります。



1-7. 地縁による団体について

地方自治法(第260条の2)の一部が改正(平成3年4月2日付)され、自治会が下記の認可の要件を満たせば、市長の認可により法人格を取得し、自治会名義で不動産の登記ができます。

○ 認可の要件 (根拠:地方自治法第260条の2)

地縁による団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者のみで構成されかつ、自治会等の地域的な共同活動を行っている団体であり、スポーツ同好会のような限定された特定活動を目的とする団体及び老人会や婦人会のように構成員に住所を有すること以外の属性を必要とする団体は、地縁による団体としては、該当しません。自治会等の地縁による団体で、次に掲げる一定の要件を満たす団体については、代表者が申請をして市長の認可を受ければ「法人格」を取得し、その団体名義で不動産登記等ができます。

- (1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2)その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3)その区域に住住所を有する全ての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が、現に構成員となっていること。
- (4)規約を定めていること。



那覇市の認可状況 (令和7年4月1日現在)

	自治会名	認可年月日	区域
1	繁多川自治会	平成7年10月4日	繁多川1丁目～5丁目
2	壺屋町民会自治会	平成7年11月13日	壺屋1丁目8番～34番 牧志3丁目7・8・21・22・24
3	仲井真ハイツ自治会	平成8年1月8日	仲井真379番-1～339番-12
4	久場川町自治会	平成10年5月27日	久場川市営住宅を除く久場川町全域
5	首里大中町自治会	平成15年7月16日	那覇市首里大中町1丁目1番地から2丁目28番地まで
6	真地自治会	平成17年12月22日	真地市営住宅を除く字真地全域
7	那覇市首里鳥堀町自治会	平成18年11月20日	首里鳥堀町1丁目～5丁目
8	首里真和志町自治会	平成19年3月20日	首里真和志町全域
9	那覇市首里平良町自治会	平成23年9月9日	首里平良町1丁目及び2丁目
10	首里汀良町自治会	平成24年2月3日	首里汀良町1丁目～2丁目、3丁目11番地～105番地の3、3丁目111番地の3
11	当蔵町自治会	平成24年7月2日	那覇市首里当蔵町の全区域
12	首里赤田町自治会	平成24年7月2日	首里赤田町1丁目～3丁目全域
13	首里崎山ハイツ自治会	平成25年7月16日	首里金城町4丁目7番地3～47番地5 首里崎山町4丁目55番地1～85番地13
14	首里崎山町自治会	平成28年12月1日	首里崎山町1丁目～4丁目(首里崎山町4丁目55番地1～85番地13は除く)
15	寒川町自治会	令和2年9月1日	首里寒川町1丁目・2丁目全域
16	首里大名町自治会	令和4年11月25日	首里大名町1丁目～3丁目 ※他自治会と区域の重複する一部を除く



認可後の地縁による団体について



○認可後について、認可地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

○告示について、市長は、認可地縁団体の認可後に、遅滞なく告示を行うこととなっており、この手続きによって、告示事項を一般に広く知らせたこととなります。

【告示事項】

- ①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人の有無 ⑧規約に解散の事由を定めた時はその事由 ⑨認可年月日

そのため、自治会が認可地縁団体として認可を受けた後、上記の告示事項及び規約について変更が生じた場合、以下の申請書類の提出が必要となります。

- ◇ 告示事項が変更になった場合……「告示事項変更届出書」
- ◇ 規約が変更になった場合……「規約変更認可申請書」
- ◇ 告示事項や規約を総会で変更したことを証明する議事録 等



市長の変更認可・告示がないと正式な変更となりませんので、ご注意ください。



気をつけていただきたいこと～よくある事例～

○表決について、各世帯主のみの表決数を計上したことから、「議決に必要な表決数を満たしていなかった」という事例がよくあります。

…「規約の変更」については、規約に特段の定めのない限り、「総会で総会員の4分の3の賛成を得る」ことが必要です。(地方自治法第260条の3)

この時の総会員数とは、原則世帯主を含めた各世帯人数の総計を指します。

※認可地縁制度においては、総会員数の基準が世帯単位ではなく、個人単位となることに注意！

★認可地縁団体のうち、代表者(会長)が変更となる場合や、規約の変更を総会において予定している団体は、事前に担当までご相談ください。

第2章 協働によるまちづくり

2-1. なは市民協働プラザについて

① なは市民協働プラザとは

平成 27 年、まちづくりの拠点として開所した施設です(旧新都心銘苅庁舎)。
 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、併せてプラザ内の各種センターが連携することで、地域の活性化に資することを目的としています。



② 施設案内

4・5階

MECAL4・5

(なは産業支援センター)

2・3階

なは市民活動支援センター

1階

なは女性センター

MECAL GARDEN

B1階

なはし創業・就職サポートセンター

☆なは市民協働プラザ☆

5階	MECAL4・5 (なは産業支援センター)		
4階			
3階	なは市民活動支援センター		
2階			
1階	なは女性センター		MECAL GARDEN
B1階	駐車場		なはし創業・就職サポート

駐車料金	☆基本料金	
	最初の1時間まで	300円
	最初の1時間を超え30分ごとに	100円
	☆市民活動目的の場合(減額適用)	
	最初の2時間まで	100円
	最初の2時間を超え1時間ごとに	100円

※立体駐車場(71台)も同条件でご利用可能です。

※入庫後12時間以内(最大料金)1,000円。1回限りの適用で繰り返し適用はございません

○ 交通案内

<ゆいレール>

古島駅 →徒歩 10分

おもろまち駅 →徒歩 16分

<路線バス>

■新都心地区内

①なは市民協働プラザ前バス停

→下車すぐ

②安謝1丁目/国際高校前バス停

→徒歩 10分

■県道82号線(環状2号)側

①古島バス停

→徒歩 7分

■国道330号線側

①興南高校前/真嘉比バス停

→徒歩 10分



施設概要

- 施設名称 なは市民協働プラザ
- 所在地 〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
- 階数 地上5階・地下2階
- 敷地面積 4,076 m²、延床面積 8,857 m²
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート
- 駐車場 39台、立体駐車場 71台

2-2. なは市民活動支援センターについて

① なは市民活動支援センターとは

市民による自主的で営利を目的としない協働によるまちづくりのための施設です。社会貢献活動を行う市民活動団体やボランティア、企業などの取り組みを支援しています。

<開館時間>

【月・火・木・金曜日】 午前 9:00～午後 9:00

【日・水・土曜日】 午前 9:00～午後 5:00

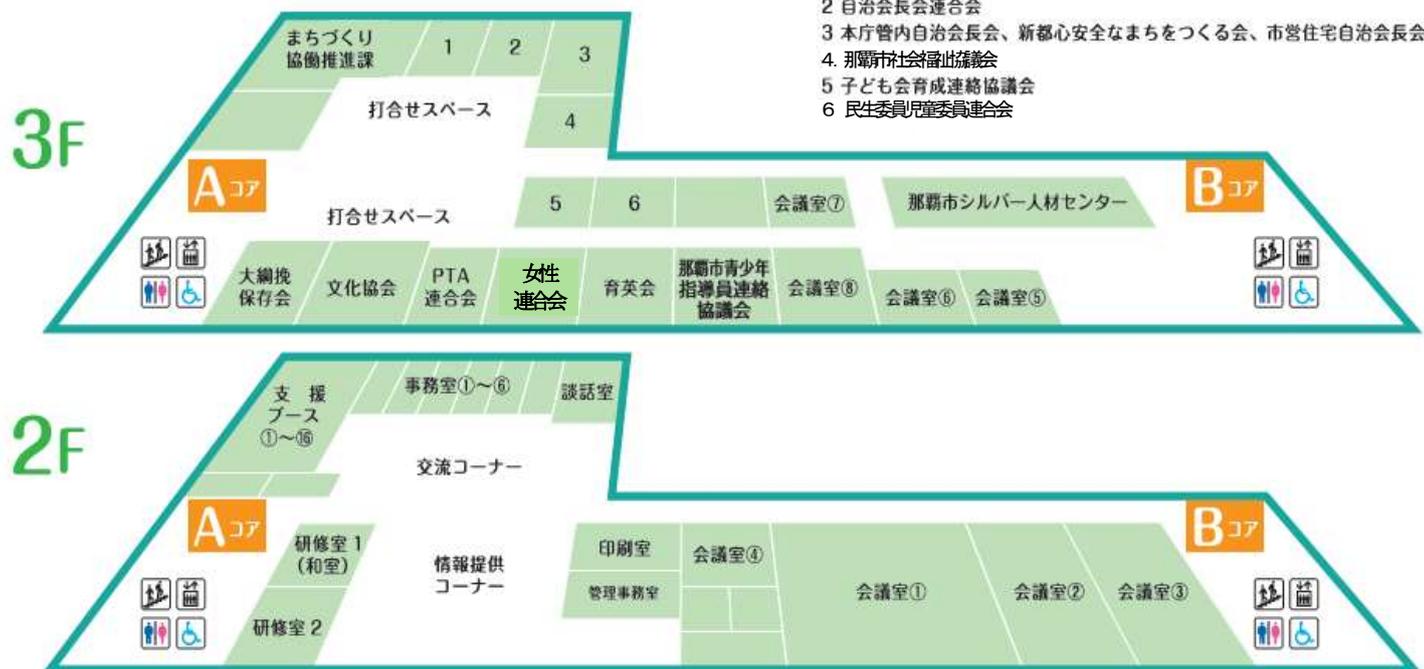
<休館日>

慰霊の日(6月23日)／年末年始(12月29日～1月3日)

ただし、必要があるときは、休館になることもあります。



② 施設案内



③ サービスの利用

<相談・問合わせ>

市民活動に関する各種問合せや相談の対応を行っています。那覇市において社会貢献活動を行う非営利の団体や個人の方、またこれから活動を行いたい方やボランティアなど、どなたでもご利用いただけます。ご相談は予約制となりますので、事前にお問合せください。(☎ 098-861-5024)

<情報発信支援>



【ホームページ】



【応援サイト】



【LINE】



【instagram】



【Facebook】

<印刷サービス>

大量印刷ができる印刷機をご利用いただけます。
※なは市民活動支援センターで利用登録が必要です。

■料金

モノクロ	A3以内 1枚	3円
カラー	A3以内 1枚	5円



○営利を目的とするものや私的な理由のもの等、市民活動と関連のない印刷利用はできません。

○両面印刷は、2枚として計算します。

○印刷用紙は各自でご用意願います。



<貸会議室>

最大収容人数5人から84人定員の会議室8部屋、和室等の研修室2部屋をご利用いただけます。※利用登録および利用申請が必要となります。

ご利用予定日の2か月前からご予約可能です。

※感染症拡大防止等により、ご利用を制限する場合があります。

項目	定員	備品		利用料金	クーラー利用料金
会議室①	84人	会議机 28台	イス 84脚	1,300円/1時間	400円/1時間
会議室②	30人	会議机 12台	イス 36脚	650円/1時間	200円/1時間
会議室③	30人	会議机 15台	イス 45脚	650円/1時間	200円/1時間
会議室④	8人	会議机 4台	イス8脚	200円/1時間	100円/1時間
会議室⑤	12人	会議机 5台	イス 15脚	200円/1時間	100円/1時間
会議室⑥	12人	会議机 5台	イス 15脚	200円/1時間	100円/1時間
会議室⑦	5人	会議机 4台	イス 12脚	200円/1時間	100円/1時間
会議室⑧	20人	会議机 8台	イス 24脚	250円/1時間	100円/1時間
研修室①※和室	16人	座卓 4台		200円/1時間	100円/1時間
研修室②	16人	会議机 9台	イス 17脚	200円/1時間	100円/1時間

<事務室・支援ブース>

主に那覇市で市民活動を行っている又は新たに市民活動を行う団体・個人に対し、活動拠点となる事務スペースを一定期間継続的に提供しています。

※利用登録および利用申請が必要となります。

項目	部屋数	広さ	備品	料金
事務室 (団体)	6室	約 15 m ²	事務机:1台 イス:1脚 ロッカー:1台	12,000円/月
支援ブース (団体・個人)	16ブース	約 2 m ²	事務机:1台 イス:1脚 ロッカー:1BOX	1,500円/月

なは市民活動支援センター

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ 2階・3階

☎ 098-861-5024 / FAX 098-861-5029

E-mail: C-KATU005@city.naha.lg.jp

2-3. 「協働によるまちづくり」その他の事業

まちづくりの主役は市民です。自分の住んでいる地域をより住みよいまちにするために、自分たちだけでは解決できない課題に直面したときに、協働での取り組みを考えます。協働とは「多様な主体が、同じ目的のために、互いの特性を活かし、補い合い、影響し合いながら、協力して取り組むこと」です。市民1人1人がともに主体的にまちづくりに参画できる基盤を整え、協働によるまちづくりを推進していくために、次の事業を実施しています。



① 市長とゆんたくタイム

協働によるまちづくりの裾野を広げるため、市長自ら小学校区まちづくり協議会・自治会・通り会・企業・ボランティア団体等のもとへ出向き、協働によるまちづくりについて、ゆんたく(意見交換など)を行います。申込みを行う団体等は、希望日の3か月前までにまちづくり協働推進課へご相談ください。内容等について、職員も含め調整を行ってまいります。



② 校区まちづくり協議会支援事業

本市では、校区まちづくり協議会を全市に広げていくために、「校区まちづくり協議会支援事業」を実施し、協議会設立、運営及び活動に対して、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた効果的な人的・財政的支援(補助金の交付)を行っております。

現在、下記の協議会・準備会に支援を行っております。(令和7年5月1日現在)

校区まちづくり協議会・準備会

①与儀小学校区まちづくり協議会	②石嶺小学校区まちづくり協議会
③若狭小学校区まちづくり協議会	④銘苺小学校区まちづくり協議会
⑤曙小学校区まちづくり協議会	⑥仲井真小学校区まちづくり協議会
⑦城西小学校区まちづくり協議会	⑧小祿南小学校区まちづくり協議会
⑨天妃小学校区まちづくり協議会	⑩首里三ヶ城南校区まちづくり協議会
⑪大名小学校区まちづくり協議会	⑫城東小学校区まちづくり協議会
⑬真和志小学校区まちづくり協議会	⑭那覇小学校区まちづくり協議会
⑮金城小学校区まちづくり協議会	⑯上間小学校区まちづくり協議会準備会
⑰高良小学校区まちづくり協議会準備会	⑱泊小学校区まちづくり協議会準備会
⑲松川小学校区まちづくり協議会準備会	⑳真嘉比小学校区まちづくり協議会準備会



校区まちづくり協議会支援事業イメージ図



○ 校区まちづくり協議会とは

校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重しあい、緩やかに連携・協力しあいながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として、自主的に設立された組織です。

○ 協議会の設立支援

校区内で活動する方々が、協議会の活動を理解し、自身の校区にあった協議会の在り方を創出できるよう、本市では、既存協議会の取り組みを紹介し、設立に向けた助言等を行っております。

○ 財政的支援及びその他の支援

本市は、那覇市校区まちづくり協議会支援事業実施要綱に基づき、認定された協議会または準備会に対し、各年度で定められた予算の範囲内で必要と認められる額の補助金を交付します。補助金を含む財源を活用しながら、各協議会で自主的に運営することになります。

その他、本市は、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた協議会の運営及び活動に対して、効果的な支援を行います。また、必要に応じて、既存の協議会からのアドバイザーを派遣する等、校区まちづくり協議会設立に向けたお手伝いを行っています。

③ 那覇市人材データバンク(ボランティアマッチング)

那覇市人材データバンク(ボランティアマッチング)

概要

ボランティアとボランティアを求める団体とのマッチングを行い地域社会の課題解決につなげます！

ボランティア

ボランティア人材 (個人)

- ・一般市民
- ・学生
- ・協働大使
- ・市内外の多様な人材

※ウェブ登録あり

※登録者のボランティア保険料は市が負担

ボランティア人材 (団体)

- ・企業
- ・事業所
- ・市民活動団体
- ・ボランティアサークル
- ・学校

など

なは市民活動支援センター

マッチング



コーディネーター

ボランティアを 求める団体

マッチング依頼団体

- 市民活動団体 (法人・任意・事業所・学校など)
- 地域コミュニティ (小学校区まちづくり協議会・自治会など)

※ウェブ登録あり

仲間になりたい

指導できる

活動できる

架け橋になります
情報収集・提供・発信



仲間が欲しい

指導者が欲しい

助っ人が欲しい

めざす効果

市民活動団体に人材をつなげることで、活動の発展を図り、住みよいまちづくりを推進します。

ボランティアを始めた時 (個人)

(基本的な流れ)

※登録

なは市民活動支援センターに申請書提出、またはウェブ登録

探す

LINE等でボランティアの募集情報を探す

連絡

やりたいボランティアを見つけたら当センターが団体へ直接連絡
※マッチングのご希望に合わない場合もあることをご了承ください

活動

ボランティア活動の実施

ボランティアをお願いする時 (団体)

(基本的な流れ)

登録・募集

なは市民活動支援センターに登録。センターがボランティアを募集

調整

センターから紹介された方が直接連絡のあった方と調整

活動

ボランティア受入れ

報告

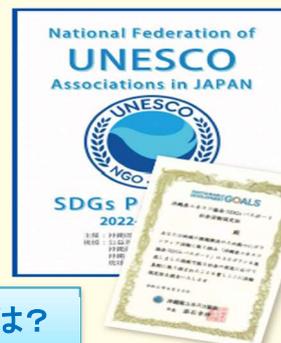
活動終了後、なは市民活動支援センターに受入状況を報告する

マッチングの実例



子どもの支援・居場所での活動

ボランティア登録をする方に「SDGsパスポート」を交付します！



「SDGs/パスポート」とは？

沖縄県ユネスコ協会が主催・発行しているボランティア手帳です。自分のボランティア活動の振り返りができるほか、30ボランをためると、ステキな認定証がもらえます！



← ボランティアをしたい方、ボランティアを必要とする団体の登録はこちらから

第3章 その他

3-1. 本庁舎案内

本庁舎（〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号）



電話	(098)867-0111(代表)
窓口	月～金:午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 住民登録、戸籍証明などの市民課窓口は次の通りです。 月～金:午前8時30分～午後5時15分(【昼】は正午～午後1時も窓口業務を行っています)
休庁日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日(6月23日)、 年末年始(12月29日～1月3日)

フロア案内

1階	総合案内／ハイサイ市民課【昼】／市民生活安全課／国民健康保険課【昼】／福祉政策課(戦没者遺族等援護のみ)／市政情報センター(閲覧コーナー)
2階	保護管理課／保護第一課／保護第二課／保護第三課／福祉政策課／ちゃーがんじゅう課／出納室／こどもえがお相談課
3階	納税課【昼】(納付書発行のみ)／資産税課／市民税課【昼】(税証明グループのみ)／障がい福祉課／こども政策課／こどもみらい課【昼】／子育て応援課【昼】／こども教育保育課
4階	議場／議会会議室／議会事務局／議長室／副議長室／会派室／議会図書室／厚生経済委員会室／教育福祉委員会室／都市建設環境委員会室／総務委員会室
5階	市長室／副市長室／秘書広報課／総務課／管財課／人事課／法制契約課(市政情報センター)／平和交流・男女参画課／防災危機管理課
6階	財政課／企画調整課／情報政策課／商工農水課／なはまち振興課／観光課
7階	環境政策課／環境保全課／道路管理課／道路建設課
8階	建築工事課／市営住宅課／技術総務課／まちなみ整備課
9階	公園管理課／建築指導課／都市計画課／公園建設課
10階	文化財課／市民スポーツ課【昼】／生涯学習課／施設課
11階	教育委員会 総務課／教育長室／学校教育課／学務課【昼】(指定校変更のみ)／学校給食課／保健室
12階	選挙管理委員会／監査委員事務局／学校支援室(学務課)

3-2. 規則・補助金交付要綱

那覇市連絡事務委託規則

1964年8月21日
(規則第23号)

(目的)

第1条 この規則は、市政の連絡事務(以下「事務」という。)を、地域自治組織(以下「自治会」という。)に委託することにより、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事務の種類及び範囲)

第2条 市が委託する事務は、市政に関する広報事項の周知事務とし、その範囲は自治会の属する区域とする。

(委託する自治会)

第3条 市が事務を委託する自治会は、一定の地域住民で構成され、地域をより快適で住みよくしていこうという共通意思に基づき結成され、かつ、おおむね50世帯以上が加入する自治会とする。

(事務委託の方法)

第4条 市が自治会へ第2条に定める事務を処理させようとするときは、文書により行わなければならない。ただし、定期的な刊行物又は軽微な事務で市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委託料)

第5条 委託料は、均等割と自治会への加入世帯割の合算額とする。

2 前項に規定する均等割の月額は1万9,500円とする。

3 第1項に規定する世帯割の月額は、当該自治会の加入世帯数に17円(但し500世帯を超える部分の世帯数にあつては15円)を乗じて得た額とする。ただし、3万1,000円を限度とする。

4 前項の規定により算出した世帯割の月額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

5 第3項の加入世帯数は、第3条に規定する契約を締結する日の属する月の前月における加入世帯数とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市連絡事務委託実施要綱

(平成26年3月5日市民文化部長決裁)

那覇市連絡事務委託実施要綱(平成15年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の連絡事務の委託に関し、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「連絡事務」とは、市政又は市政に関連する情報を自治会内に周知する事務をいう。

(連絡事務の委託)

第3条 市長は、連絡事務を適切に実施することが認められる自治会に対し連絡事務の委託を依頼するものとし、連絡事務の委託を受けようとする自治会は、次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、すでに提出された書類と同一内容のものである場合には、その提出を省略することができる。

- (1) 連絡事務委託請書(第1号様式)(委託料の額が40万円を超える場合は、連絡事務委託契約書(第2号様式))
- (2) 加入世帯名簿
- (3) 自治会区域図
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(事務委託の方法)

第4条 連絡事務は、那覇市自治会長会連合会を組織する各支部の定例会において自治会に伝達するものとする。ただし、臨時に連絡事務が生じたときは、適宜の方法により伝達することができる。

2 自治会は、連絡事務を次のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 印刷物等の掲示板等への掲示
- (2) 印刷物等の配布又は回覧
- (3) 役員等による連絡会議の開催
- (4) 屋外放送等による地域内放送
- (5) その他連絡事務に効果的な方法

(世帯数)

第5条 規則第5条第5項の契約を締結する日の属する月の前月における加入世帯数は、同月1日における世帯数とする。

(委託料の支払い)

第6条 委託料は、次の各号に掲げる日までに、当該各号に掲げる額を前金払いするものとする。

- (1) 6月30日 委託料の額の2分の1の額
- (2) 11月30日 委託料の額の2分の1の額

2 前項の規定にかかわらず、契約期間が12月に満たない場合の委託料の支払いは、この限りでない。

(連絡事務の実績報告)

第7条 自治会は、各月の連絡事務の実施状況に関する実績報告を翌月の定例会までに行うものとする。ただし、3月の実績報告は、同月末日までに行わなければならない。

(実施状況の調査等)

第8条 市長は、連絡事務の実施状況について、随時に、自治会及び自治会の区域を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査により連絡事務の実施状況を改善する必要があると認められるときは、当該自治会に対し必要な措置を求めるものとする。

(自治会情報の報告)

第9条 自治会は、6月30日までに、自治会の連絡先及び役員その他自治会の基本情報に関する報告書を市長に提出しなければならない。

(委託契約の解除)

第10条 連絡事務の委託契約をしている自治会が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は委託契約を解除することができる。

- (1) 連絡事務の履行を怠った場合
- (2) やむを得ない事情により連絡事務を継続して履行することが困難と認められる場合
- (3) 実績報告書、その他市長に提出された書類に事実と異なる記載があった場合

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、自治会に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(委託料の返還)

第11条 前条により委託契約を解除したときは、市長は支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する連絡事務の委託に関する手続きその他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市自治会及び準備委員会等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか、本市と那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づく契約を締結した地域自治組織(以下「自治会」という。)、又は地域自治組織の設立にあたり結成された設立準備委員会等(以下「準備委員会等」という。)が実施する事業に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 自治会が、当該地域の連携を深めるとともに、コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として実施する以下の事業

- ①地域住民学習会の開催、学事奨励会等の文化活動事業
- ②敬老会、夏祭り、各種スポーツ・レクリエーション大会等の親睦事業
- ③地域見守り活動等の福祉事業
- ④環境美化事業
- ⑤防犯防災事業
- ⑥会報誌の発行等の広報事業
- ⑦会員加入促進に関する事業
- ⑧その他、特に市長が認めた事業

(2) 準備委員会等が、地域自治組織の設立機運醸成を図ること又は設立に必要となる事業の実施を目的として実施する以下の事業

- ①前項第1号及び第2号に掲げる事業
- ②設立総会、設立準備会議等
- ③その他、特に市長が認めた事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、原則として次の各号に掲げる費用を除いたものとする。

- (1) 飲食費、交際費、懇親会費、慶弔費等
- (2) 備品等の購入に要する費用
- (3) その他、市長が不相当と認める費用

2 前項第1号に掲げる飲食費において、前条に掲げる事業を実施する上で、事業に欠かせないと認められる飲食費(アルコールを除く。)については、那覇市予算編成要領別表第2の規定に基づく食糧費の範囲内で補助対象経費と認めるものとする。

3 第1項第2号に掲げる備品とは、価格が1万円以上のものとする。

(補助金額及び補助率)

第4条 補助金の支給限度額は、1会計年度について1自治会及び準備委員会等あたり5万5千円を上限とし、予算の範囲内で2事業まで分割して申請できるものとする。

2 補助率は、1事業につき補助対象経費の4分の3を上限とする。

3 前項の補助率については、3年毎に見直すものとする。

4 前項により算出した補助金額は100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会及び準備委員会等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項における書類の提出の時期は当該事業の実施前とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その限りではない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、その書類を審査の上、当該必要と認められる自治会及び準備委員会等について補助金の交付を決定し、決定の内容及びこれに付した条件を自治会及び準備委員会に通知する。

(補助金の用途以外使用の禁止及び返還)

第7条 補助金の交付を受けた自治会及び準備委員会等は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

2 前項の規定に違反し、または補助金の使用に不正が認められたときは、市長は、その返還を命じることができる。

(実績報告)

第8条 補助金を受けた自治会及び準備委員会等は、その事業完了後30日以内に事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年6月4日から施行する。

令和7年度の食糧費は

飲物100円以内、弁当600円以内

の合計700円以内になります。

那覇市自治会掲示板の新設及び修繕補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づく契約を締結した地域自治組織(以下「自治会」という。)が、地域コミュニティ活動の推進を目的とした広報掲示板(以下「掲示板」という。)の設置又は修繕に要した施工経費の一部に対する補助金として、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 掲示板補助金の対象は、次に掲げる要件を満たすものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 掲示板の新設の場合は、原則として、現在活用している掲示板数が3基未満である自治会であること。
- (2) 設置場所が、環境に配慮して適切であること、及びまちの美化が図れるものであること。
- (3) 官公庁等、公益上必要な広告物を掲示し、特定の政治活動又は私益に繋がる広告物は掲示をしない掲示板であること。

(補助金額等)

第3条 掲示板の新設の場合の補助金の限度額は、1会計年度100,000円とする。
2 掲示板の修繕の場合の補助金の限度額は、原則として、1会計年度40,000円とし、1基あたり20,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

掲示板補助申請書類	新設の場合	修繕の場合
補助金交付申請書(第1号様式)	○	○
掲示板新設・修繕補助金予算書	○	○
見積書の写し(業者から自治会宛)	○	○
設置箇所の位置図	○	○
設置箇所の写真 (修繕の場合修繕前の写真)	○	○
掲示板設計書	○	—
その他(各種占有許可書等)	○	○

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による書類を受領したときは、その書類を審査の上、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、決定の内容及びこれに付した条件を自治会に通知する。

(実績報告)

第6条 補助金を受けた自治会は、その施工工事完了後 30 日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

掲示板補助実績報告書類	新設の場合	修繕の場合
実績報告書(第2号様式)	○	○
事業収支決算書	○	○
領収書の写し(業者から自治会宛)	○	○
設置(修繕)後の写真	○	○
検査申請書	○	○

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年4月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

那覇市自治会事務所賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づく契約を締結した地域自治組織(以下「自治会」という。)がその自主的活動を行うため、自治会事務所として利用する土地・建物等を賃借する場合の補助に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次に掲げる要件を満たした事務所を賃借する自治会に対して、予算の範囲内で交付する。

- (1) 当該事務所を、地域コミュニティ活動の拠点として、運営及び利用するものであること。
- (2) 会議室等会議又は集会に必要な設備を備えていること。

(補助金の額)

第3条 1 月当たりの補助金の額は、自治会が自治会事務所として利用する土地、建物等の賃借料(以下「賃借料」という。)月額(敷金等一時的に支払うものを除く。以下同じ)に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、月の途中から補助を開始したとき又は月の途中から補助を受ける資格がなくなったときは、日割りにより建物の賃借料月額を算定するものとする。

2 前項の規定により算出した額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により算出した額が 40,000 円を超えるときは 40,000 円とする。

(補助金交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会は、賃借料補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、毎年4月20日までに市長に提出しなければならない。

ただし、市長が定める自治会以外の自治会については、この限りではない。

(1) 事務所賃借料計画書(第2号様式)

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 建物付近の見取図

(4) 当該自治会の規約及び役員名簿

(5) 当該年度の予算書

(6) 事務所の運営に関する規約

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、賃借料補助金交付決定通知書(第3号様式)により自治会に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

4 補助金交付の申請は、各年度毎に行うものとする。

(補助金交付の申請事項の変更)

第5条 補助金交付の申請を行った自治会は、前条第1項の申請事項について変更があるときは、変更する事項を市長に届け出なければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 第4条第2項の決定通知を受けた自治会は、次のいずれかの時期までに、同条第1項ただし書に該当する自治会は、第1号の時期までに、市長に請求しなければならない。

(1) 半期毎に補助金の交付を受けようとする自治会は、半期分をまとめて当該半期の末日まで。

(2) 前号以外の自治会は、会計年度末まで。

2 市長は、前項の規定に基づく請求を受けた日から起算して 30 日以内に、補助金を一括又は分割して概算交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第7条 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(補助金交付決定の取り消しの効果)

第8条 自治会は、補助金交付の決定が取り消されたときは、取り消された部分に係る補助金交付の請求をすることができず、既に補助金交付されているときは、市長の返還命令に従い、その定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(報告、助言等)

第9条 市長は、補助金交付のため必要と認めるときは、当該自治会に対し必要な報告を求め、又は助言を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助金を受けた自治会は、当該年度末日までに速やかに、実績報告書に賃借料収支計算書及び賃借料に係る領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

那覇市自治会集会所の建設及び改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市と那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づく契約を締結した地域自治組織(以下「自治会」という。)の集会所または公民館(以下「集会所」という。)の建設及び改修等事業補助金の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 改修等とは、増・改築及び既存の施設の有効活用を図るため、屋根外壁・トイレの改修及び建具の取替え・間仕切壁の変更等により、建物・設備の機能改善を行うことをいう。

(補助金交付の対象及び条件)

第3条 補助金交付の対象となる集会所は、国・県または(財)自治総合センター(宝くじ助成)等から補助金の交付がなく、地域住民又は法人の負担で建設及び改修等をするもので、次の各号の要件を備えていなければならない。

(1) 集会所建設補助金の交付対象及び条件

ア 地域をより快適で住みよくしていこうという共通意思に基づいて設置運営されるものであること。

イ 対象地域住民を代表する組織によって設置運営されるものであること。

ウ 新築であること。

(2) 集会所改修等事業補助金の交付対象及び条件

ア 当該施設は建設から概ね20年以上経過していること。

イ 地域住民のニーズに即した50万円以上の改修等事業であること。

ウ これまでに改修等事業補助金を一度も受けたことがないこと。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次のとおりとする。

(1) 建設補助金については、総建築費(集会所としての使用部分)の30%以内とし、最高限度額は500万円とする。

(2) 改修等事業補助金については、改修総費用(集会所としての使用部分)の30%以内とし、最高限度額は250万円とする。

(3) 建設及び改修等事業については、4月1日以降に申請し、当該会計年度末の3月31日までに工事が完了すること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、集会所の建設及び改修等事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 建設地の見取り図

(3) 施設設計図

(4) 工事内訳書

(5) 工期日程表

(6) 収支予算書

(7) 地主の建築に関する同意書、譲渡証書又は賃貸契約書の写し

- (8) 建設委員会名簿
- (9) その他関係書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けたものは、当該補助事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した完了報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設設計図
- (2) 工事内訳書
- (3) 施設内外の写真
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 検査済証の写し(建設の場合のみ)
- (6) その他関係書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市保安灯等設置等事業補助金交付要綱

(平成11年5月1日市民文化部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例施行規則(平成11年那覇市規則第7号)第2条第3号の規定に基づく保安灯及び防犯カメラ(以下、「保安灯等」という。)の設置助成事業として実施する那覇市保安灯等設置等事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図る ために設置された電灯で、電力会社と「公衆街路灯A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場及び商店街に設置する電灯は除くものとする。
- (2) 省電力型保安灯 保安灯のうち、光源にLED(発光ダイオード)を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められるもの
- (3) 防犯カメラ 那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成31年那覇市条例第2号。)に基づき、犯罪の予防を目的として公共の場所を継続的に撮影するために固定して設置する撮影装置(結果として犯罪を予防する効果を得られるものを含む。)であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (4) 公共の場所 不特定又は多数の者が自由に利用又は通行をすることができる道路、公園、広場で、公共の用に供されるものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 市長は、保安灯等を新設するもの又は保安灯を修繕するもの若しくは保安灯を省電力型保安灯へ取り替えするものに対し、その経費の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付対象となる設置地域、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助対象団体)

第3条の2 この補助金の交付の対象となる者は、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づき事務の委託を受けた自治会、3世帯以上の地域住民で組織される地縁団体及びその他これらに類すると市長が認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、周囲に保安灯等が設置されていないために暗がりであり、かつ前項に規定する団体のない地域において、門灯(公共の場所を照らすに足るものに限り、玄関灯を除く)を設置しようとする個人も対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動している団体
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又は暴力団関係者と関係があるもの

(補助の条件)

第4条 補助の対象となる保安灯等の付近に、設置したものの名称を表示するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、添付書類のうち市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 見積書
- (3) 事業を実施する区域の位置図
- (4) 事業実施箇所の写真
- (5) 保安灯・防犯カメラ設計書、器具仕様書
- (6) 工事に限り利害関係を有する者があるときは、その承諾書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、毎年6月末までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、申請の内容が適正であると認めるときは、交付する補助金の額を決定し、当該申請をしたものに那覇市保安灯等設置等事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。また、交付をしないことに決定したときは、その旨を那覇市保安灯等設置等事業補助金不交付決定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更(規則第6条の市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めるときは、那覇市保安灯等設置等事業補助金交付(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、前条により交付決定を受けた補助事業の変更額が交付決定額の30パーセント未満の場合とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長が必要と認め、補助事業の遂行の状況に関し報告を求めたときは、那覇市保安灯等設置等事業遂行状況報告書(第6号様式)を速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条による報告は、事業完了後30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、那覇市保安灯等設置等事業補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類

を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(第8号様式)
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業完了後の写真
- (4) 保安灯・防犯カメラの位置図
- (5) 検査申請書(第9号様式)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、那覇市保安灯等設置等事業補助金確定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(概算交付)

第11条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書きを適用し、概算交付できるものとする。

2 前項に規定する補助金の概算交付を受けようとするものは、市長に那覇市保安灯等設置等事業補助金概算交付申請書(第11号様式)を提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

別表(第3条関係)

設置地域	1 住宅地域 2 その他市長が認める地域
対象経費	1 保安灯又は防犯カメラの新設に要する経費 2 保安灯の修繕に要する経費 3 保安灯を取替える工事に要する経費
補助金の額	1 保安灯 1団体につき5灯以内とし、1灯当たりの上限額は次のとおりとする。 省電力型 50,000円以内 省電力型以外 30,000円以内 2 防犯カメラ 1団体につき2台以内とし、1台当たりの上限額は100,000円以内とする。

那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付要綱

(平成25年5月24日市民文化部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庁舎駐車場の貸付けにより生じる財源を活用し、自治会等が負担する市内に設置された保安灯に係る電気料の一部を補助する、那覇市自治会等保安灯電気料補助金(以下「補助金」という。)について、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保安灯 夜間における犯罪を防止し、公衆の通行安全を図るために設置された電灯で、電気事業者と「公衆街路灯A」の契約を締結したもの又はこれと同等と認められるもの。ただし、駐車場等に設置する電灯は除くものとする。
- (2) 省電力型保安灯 保安灯のうち、光源にLED(発光ダイオード)を使用したもの又はこれと同等の寿命並びに省電力の性能を有すると認められ、電気事業者が設定する電灯料金区分の20ワット以下のものをいう。

(補助対象団体等)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づき事務の委託を受けた自治会、3世帯以上の地域住民で組織される地縁団体及びその他これらに類すると市長が認める団体(以下「対象団体」という。)とする。

2 前項に規定する団体が設置した保安灯を特別の事由により維持管理する者は、補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動している団体
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体

(4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又は暴力団関係者と関係があるもの

4 補助金の額は次のとおりとし、市長は、対象団体が維持管理する保安灯の電気料金の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 省電力型(10Wまで)保安灯 1灯当たり年額上限2,110円
- (2) 省電力型(10Wをこえ20Wまで)保安灯 1灯当たり年額上限3,280円
- (3) 前各号以外の保安灯 1灯当たり年額上限2,400円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、毎年6月末までに市長に提出するものとする。ただし、添付書類のうち市長が必要ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月分の保安灯毎の電気料金領収証の写し。(電気料金を一括支払いしている場合には電気事業者発行の「ご請求内訳書(保安灯一覧)」の写し。)
- (2) 保安灯の契約種別が「公衆街路灯A」以外の場合は、当該保安灯の位置図
- (3) 保安灯の名義が対象団体の名義と異なる場合は、保安灯用途承諾書(第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、申請の内容が適正であると認めたときは、交付する補助金の額を決定し、当該申請をした対象団体に那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(補助金交付変更等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が、交付決定を受けた後において、交付申請の内容を変更(規則第6条の市長が定める軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は対象団体が補助事業を中止しようとするとき、若しくは補助事業を廃止しようとするときは、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付(変更・中止・廃止)申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付(変更・中止・廃止)決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、前条により交付決定を受けた補助事業の変更額が交付決定額の30パーセント未満の場合とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条による報告は、当該年度の3月末までに、那覇市自治会等保安灯電気料補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 電気料金領収書の写し又は電気料金領収事実証明書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 規則第13条による通知は、那覇市自治会等保安灯電気料補助金確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(概算交付)

第9条 補助金の交付は、規則第15条第1項ただし書きを適用し、概算交付できるものとする。

2 前項に規定する補助金の概算交付を受けようとするものは、市長に那覇市自治会等保安灯電気料補助金概算交付申請書(第8号様式)を提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保存)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

○那覇市保安灯LED化推進事業補助金交付要綱

(令和4年8月31日市民文化部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市内の自治会等が行う保安灯LED化推進事業に対して、保安灯LED化推進事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の自治会等が行う蛍光灯等からLEDに取り換えを行うLED照明保安灯の整備に係る事業とする。

2 補助の対象となる経費、補助率及び上限額は、次に揚げるとおりとする。

- (1) 経 費 補助対象事業に要する経費
- (2) 補 助 率 10/10以内
- (3) 補助上限額 50,000円

(補助対象団体)

第3条 この補助金の交付の対象となるものは、那覇市連絡事務委託規則(1964年那覇市規則第23号)に基づき事務の委託を受けた自治会、3世帯以上の地域住民で組織される地縁団体及びその他これらに類すると市長が認める団体とする。

2 前項に規定する団体が設置した保安灯を特別の事由により維持管理する者は、補助の対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的として活動している団体
- (2) 政治又は宗教活動を目的とする団体
- (3) 他の同様の事業補助金等の助成を受けている団体
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者に該当するもの又は暴力団関係者と関係があるもの

(補助の条件)

第4条 補助の対象となる保安灯等の付近に、設置したものの名称を表示するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに、保安灯LED化推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、添付書類のうち市長が必要ないと認めたものについては、この限りではない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 見積書
- (3) 事業を実施する区域の位置図
- (4) 事業実施箇所の写真
- (5) 保安灯設計書、器具仕様書
- (6) 工事に關し利害關係を有する者があるときは、その承諾書
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、当該申請書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し保安灯LED化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「決定通知」という。)により通知するものとする。また、交付をしないことに決定したときは、その旨を保安灯LED化推進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の決定通知を受けた者(以下「補助決定団体」という。)は、補助対象事業に着手する前に補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、決定通知を受けた日から起算して30日以内に、保安灯LED化推進事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を提出するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助決定団体は、第6条の決定通知を受けた場合は、遅滞なく補助対象事業に着手した後に、速やかに保安灯LED化推進事業着手届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(

(事業内容の変更)

第9条 補助決定団体は、補助対象事業を実施するに当たって、その内容の変更を行なおうとする場合は、あらかじめ保安灯LED化推進事業変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出した上でその承認を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査した上で変更

を承認するときは、保安灯LED化推進事業変更承認通知書(様式第8号)により、補助決定団体へ通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助決定団体は、補助対象事業を中止する場合は、速やかに保安灯LED化推進事業中止承認申請書(様式第9号)を市長に提出した上でその承認を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査した上で中止を承認するときは、保安灯LED化推進事業中止承認通知書(様式第10号)により、補助決定団体へ通知するものとする。

(事業遅延届)

第11条 補助決定団体は、補助対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、保安灯LED化推進事業遅延届(様式第11号)を速やかに市長に提出するとともに、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第12条 補助決定団体は、補助対象事業の遂行状況について、市長が報告を求めた場合は、保安灯LED化推進事業遂行状況報告書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 補助決定団体は、補助対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の1月末日のいずれか早い期日までに保安灯LED化推進事業実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(様式第14号)
- (2) 検査申請書(様式第15号)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金確定通知)

第14条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかにその適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により適正であると決定した場合は、補助金の額を確定し、補助決定団体に対し、保安灯LED化推進事業補助金確定通知書(様式第16号)を通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、事業の円滑な執行を図るため、市長が必要があると認める場合には、概算払いをすることができる。

(補助金の請求)

第16条 補助決定団体は、確定通知を受けたときは、所定の請求書を市長に提出するものとする。

2 前条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとする補助決定団体は、前項の規定にかかわらず決定通知を受けた後に、保安灯LED化推進事業補助金確概算払請求書(様式第17号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助決定団体が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたと認める場合は、当該補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合は、期限を定めて、保安灯LED化推進事業補助金返還命令書(様式第18号)により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保管等)

第18条 補助決定団体は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(財産の処分)

第19条 補助決定団体は、取得財産等の処分の承認を受けようとする場合は、保安灯LED化推進事業補助金財産処分申請書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

那覇市自治会長会連合会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市自治会長会連合会(以下「連合会」という。)の円滑な運営及び組織の強化を図るための那覇市自治会長会連合会事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則34号以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、連合会が行う次の事業に要する経費について、その費用に調達が困難な場合に、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 県内研修
- (4) レクリエーション
- (5) その他

(補助金の交付申請)

第3条 連合会は、補助金交付の申請をするとき、毎年5月末日までに那覇市自治会長会連合会事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、補助開始期間については、4月1日に遡ることができる。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の規定による書類を受理したときは、その書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、条件を付して那覇市自治会長会連合会事業補助金交付決定通知書(第3号様式)にて通知する。

(概算交付の申請)

第5条 連合会は、規則第15条第1項ただし書の規定により事前に概算交付を受けようとするとき、那覇市自治会長会連合会事業補助金概算交付申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条による報告は、申請した年度の3月25日までに那覇市自治会長会連合会事業補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書(第6号様式)
- (2) 収支計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第7条 市長は、前条の報告を受けたとき、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市自治会長会連合会事業補助金確定通知書(第7号様式)により、通知するものとする。

(補助金の精算)

第8条 市長は、第5条の規定により事前に概算交付した補助金について、前条により補助金の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、剰余金があるときは、連合会に剰余金の返納について、期限を定めて命じるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、連合会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、連合会に対し、期限を定めて、返還を命じるものとする。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定における条件に違反したとき。

その他この要綱、法令等に違反する等補助することが不相当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、那覇市自治会長会連合会事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(第8号様式)により通知する。

3 第1項及び第2項の規定に基づく補助金の返還に係る費用は、すべて連合会の負担とする。

(帳簿の備付け等)

第10条 連合会は、交付対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証憑書類を整理し、交付対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

卷末資料

令和7年7月1日現在

本庁(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
1	住吉区自治会	109	昭和48年04月	安謝232～257、曙2-15-18～2-17-24、 天久778～793-3、1197～1201	有
2	あけぼの団地自治会	113	昭和60年02月	曙3-9-1(県営あけぼの市街地住宅)	有
3	安謝自治会	199	昭和35年04月	字安謝4番～104番地、新都心1丁目・2丁目の一部	有
4	安謝港区自治会	74	平成05年09月	字安謝一部(183番地～269番地)	有
5	岡野区自治会	140	昭和27年01月	安謝1丁目22番地～安謝621、安謝617付近	有
6	泉崎一丁目自治会	82	昭和58年05月	泉崎1丁目全域、久茂地の一部	有
7	泉崎2丁目自治会	164	昭和57年07月	泉崎2丁目全域	なし
8	県営上之屋市街地住宅自治会	124	平成01年10月	字上之屋370(県営上之屋市街地住宅)	有
9	久米自治会	132	昭和35年04月	久米2丁目	有
10	県営古蔵会	86	昭和59年09月	古波蔵3-10-1 第1県営住宅	有
11	古蔵自治会	69	昭和55年04月	古波蔵3丁目一部	なし
12	古蔵向陽自治会	69	昭和41年04月	古波蔵4丁目一部(1番～6番)	有
13	楚辺一丁目自治会	112	平成03年05月	楚辺1丁目一部	有
14	美田自治会	109	昭和39年04月	楚辺2丁目一部	有
15	辻自治会	150	昭和30年07月	辻1丁目～3丁目	有
16	県営大橋市街地住宅自治会	98	昭和56年05月	壺川2-10-6(県営大橋市街地住宅)	有
17	壺屋町民会自治会	217	平成07年09月	壺屋1丁目8～34番地、牧志3丁目7・8・21・24番地	有
18	三重城団地自治会	322	昭和61年04月	西3丁目一部	有
19	前島三丁目自治会	75	平成03年09月	前島3丁目全域	有
20	安岡自治会	124	昭和57年11月	字銘苅288-3(県営安岡市街地住宅)	有
21	若狭1丁目自治会	101	昭和33年08月	若狭1丁目全域	有
22	若狭2丁目自治会	126	平成04年08月	若狭2丁目全域	有
23	安謝市営住宅自治会	127	平成10年08月	安謝2-15-1(安謝市営住宅)	なし
24	美田団地自治会	77	昭和58年10月	古波蔵3-3-20(美田団地)	有
25	天久ピアザ自治会	205	平成12年04月	天久1丁目～2丁目	なし

令和7年7月1日現在

本庁(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
26	若狭めおと自治会	137	平成13年04月	若狭3丁目(20~45番地)、前島3丁目(25~27番地)	有
27	県営古波蔵第三市街地住宅自治会	288	平成13年10月	古波蔵3-4(県営古波蔵第三市街地住宅)	有
28	県営天久高層住宅自治会	134	平成14年03月	銘苺1-18-73(県営天久高層住宅)	有
29	久米1丁目自治会	119	平成15年05月	久米1丁目全域	有
30	銘苺新都心自治会	200	平成15年09月	銘苺1~3丁目、字銘苺の一部	有
31	安謝新都心自治会	215	平成15年06月	安謝1~2丁目	有
32	曙1丁目自治会	74	平成15年09月	曙1丁目及び字天久一部	有
33	おもろまち自治会	100	平成17年09月	おもろまち1~4丁目全域	なし
34	天久自治会	131	平成17年12月	字天久新都心を除く天久全区域 (58号線を境に、新都心を除く199~895番地)	有
35	那覇市東町自治会	57	平成18年04月	東町全域	有
36	くもじ地域自治会	125	平成20年04月	久茂地1~3丁目、牧志1丁目、松尾1~2丁目一部	有
37	松尾二丁目自治会	75	平成22年04月	松尾2丁目12~24	有
38	楚辺中央自治会	140	平成22年12月	楚辺2丁目2~19と隣接する一部	有
39	与儀市場通り地域自治会	72	平成31年03月	樋川1丁目18一部、1丁目27~36	有
40	牧志3丁目自治会	22	令和5年11月	牧志3丁目9番から18、松尾2丁目の一部	有
41	樋川第一自治会	73	令和5年12月	樋川1丁目18一部、1丁目27~36を除く樋川1丁目全域	なし

本庁支部合計

41自治会

5,166世帯

令和7年7月1日現在

真和志(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
1	安里二区自治会	110	昭和23年04月	字安里48番地・安里1丁目・3丁目一部	有
2	県営上間団地自治会	111	昭和62年04月	字上間295-1(県営上間団地)	有
3	上間長崎原自治会	26	平成09年01月	字上間一部(535~544番地)	なし
4	上間自治会	148	昭和37年04月	上間1丁目、字上間一部、長田2丁目一部	有
5	字国場自治会	256	昭和12年01月	字国場全域	有
6	那覇市上国場自治会	76	昭和40年06月	字国場一部(国場172~872-2)	なし
7	県営国場団地自治会	89	昭和60年05月	字国場1136-2(県営国場団地)	有
8	大蔵会自治会	141	昭和55年06月	古波蔵2-7-1(県営古波蔵第二市街地住宅)	有
9	識名団地自治会	77	昭和57年11月	識名1253-5~1253-73、 上間224-5~224-8、244-12~244-13	有
10	識名自治会	267	昭和34年10月	識名4丁目全域、1・2・3丁目の一部	有
11	大道区自治会	116	昭和25年04月	字大道	有
12	新仲井真自治会	28	昭和52年12月	仲井真71~74、84~101	なし
13	仲井真平和苑自治会	45	昭和55年12月	仲井真243-4~263-11	有
14	仲井真自治会	57	昭和21年04月	字仲井真2番地~394-41、字国場364、371番地	有
15	仲盛自治会	44	昭和56年01月	仲井真200~400	有
16	仲井真ハイツ自治会	75	昭和48年06月	仲井真379-1~399-12	有
17	長田一丁目自治会	45	昭和62年04月	長田1丁目及び近隣の自治会のない所	なし
18	長田2丁目大倉ハイツ自治会	51	昭和54年11月	長田2丁目大倉ハイツ域内	なし
19	県営松川団地自治会	59	昭和55年07月	繁多川2丁目-5(松川団地)	有
20	繁多川自治会	680	昭和25年04月	繁多川1丁目~5丁目	有
21	宇久増自治会	83	昭和61年04月	古島1丁目を中心に周辺地域	有
22	古島自治会	217	昭和61年01月	古島1丁目一部、2丁目全般	有
23	わかあゆ自治会	30	平成02年04月	古島2丁目一部、松島中学校南門一帯	なし
24	松島自治会	119	昭和41年04月	松島1丁目~2丁目	有
25	真地自治会	179	昭和22年04月	字真地地域(真地団地を除く)	有

令和7年7月1日現在

真和志(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
26	真嘉比自治会	221	昭和45年11月	真嘉比1~2丁目、3丁目一部	有
27	松川共同住宅自治会	115	昭和47年08月	松川3-2-1(松川共同住宅 団地内)	有
28	三原区自治会	353	昭和24年02月	三原1~3丁目全域	有
29	銘苅区自治会	76	昭和42年05月	寄宮1丁目8・9・10・12・13・14・15番地居住者	なし
30	平野区自治会	80	昭和35年09月	寄宮1丁目	なし
31	宮城区南自治会	62	昭和26年10月	寄宮2丁目4~2丁目16	有
32	宮城区自治会	125	昭和44年11月	寄宮2丁目(17~28番)	有
33	県営繁多川高層住宅自治会	95	平成09年10月	繁多川1-16-30(県営繁多川高層住宅)	有
34	県営上間第二市街地住宅自治会	138	平成10年10月	字上間300-1(県営上間第二市街地住宅内)	有
35	寄宮自治会	27	平成12年08月	寄宮2丁目34~38一部	なし
36	識名1丁目自治会	87	平成12年04月	識名1丁目全地域	有
37	安里一区自治会	80	平成16年08月	安里3丁目、字安里の一部	有
38	前田原自治会	39	平成20年09月	上間414~431	なし
39	与儀後原自治会	71	令和2年8月	与儀1丁目の一部、19 - 371番地	有

真和志支部合計

39自治会

4,698世帯

令和7年7月1日現在

首里(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
1	首里赤田町自治会	182	昭和35年04月	首里赤田町1丁目～3丁目	有
2	赤平町自治会	143	戦前から	首里赤平町1丁目～2丁目全域	有
3	池端町自治会	34	昭和31年04月	首里池端町全域	有
4	石嶺ひよい自治会	40	昭和55年04月	首里石嶺町1丁目141番地、145番地の一部	なし
5	城東自治会	123	昭和47年08月	首里石嶺町2丁目一部	有
6	立川自治会	46	昭和50年04月	首里石嶺町2丁目一部(城東小正門から東向け)	なし
7	首里石嶺ハイツ自治会	106	昭和45年07月	首里石嶺町4-425,4-446,4-706～708,4-432～437、 4-392,4-708～712,4-909～917,4-418,419,4-446～454	有
8	大名第二団地自治会	205	昭和45年06月	首里大名町1丁目(大名第二団地および周辺一部)	有
9	大名むつみ自治会	41	昭和44年07月	首里大名町2丁目一帯	有
10	首里大名町自治会	244	昭和23年06月	首里大名町 (大名むつみ、大名第二・第三・第五団地、市営住宅除く)	なし
11	首里大中町自治会	186	昭和53年09月	首里大中町1丁目、2丁目全域	有
12	首里儀保町自治会	178	昭和39年03月	首里儀保町1丁目～4丁目	有
13	首里金城町自治会	208	昭和33年10月	金城町1丁目～3丁目、4丁目一部、繁多川一部	有
14	首里崎山ハイツ自治会	159	昭和45年10月	首里金城町4-7-3～4-47-5、 首里崎山町4-55-1～4-85-13	有
15	久場川町自治会	241	昭和55年04月	久場川町1丁目2丁目全域(久場川市営住宅を除く)	有
16	首里崎山町自治会	218	昭和36年07月	首里崎山町1丁目～4丁目(崎山ハイツ地域を除く)	有
17	寒川町自治会	159	昭和52年04月	首里寒川町1丁目～2丁目全域	有
18	首里末吉町自治会	138	昭和24年04月	首里末吉町1丁目・2丁目全域、3丁目・4丁目一部	有
19	首里平良町自治会	116	昭和21年07月	首里平良町1丁目～2丁目	有
20	首里汀良町自治会	270	昭和21年01月	汀良町1丁目～2丁目全域、3-11～3-105-3、3-111-3	有
21	汀良市営住宅自治会	126	昭和61年08月	首里汀良町3-111-1(汀良市営住宅)	有
22	当蔵町自治会	226	昭和25年04月	首里当蔵町全域	有
23	桃原町自治会	132	昭和40年04月	桃原町1丁目～2丁目、山川町2丁目一部	有
24	鳥小堀自治会	28	昭和57年04月	首里鳥堀町4丁目一部(107、115、125、128)	なし
25	那覇市首里鳥堀町自治会	281	昭和21年04月	首里鳥堀町1丁目～5丁目	有

令和7年7月1日現在

首里(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
26	県営鳥堀市街地住宅自治会	137	平成01年05月	首里鳥堀町5-55-3(県営鳥堀市街地住宅)	有
27	首里真和志町自治会	85	昭和22年04月	首里真和志町1丁目～2丁目全域	有
28	山川町自治会	352	昭和22年04月	首里山川町1丁目～3丁目全域、字松川一部	有
29	久場川市営住宅自治会	474	昭和40年07月	首里久場川町2-18、2-18-3・5、2-96(久場川市営住宅)	有
30	たんぼぼ通り自治会	96	平成08年04月	首里石嶺町3丁目一部	なし
31	石嶺東ヶ丘自治会	43	平成16年06月	石嶺町	なし
32	石嶺アベックス自治会	44	平成16年07月	首里石嶺町3丁目一部	なし
33	城東団地自治会	53	平成17年08月	首里石嶺町2丁目	なし
34	石嶺みのり自治会	65	平成18年06月	首里石嶺町4丁目一部	有
35	石嶺坂道通り自治会	101	平成18年07月	首里石嶺町1丁目・3丁目一部	なし
36	金城ダム隣友会自治会	33	昭和53年05月	首里金城町4丁目一部	なし
37	石嶺団地自治会	773	昭和45年06月	首里石嶺町2丁目(石嶺団地)	有

首里支部合計

37自治会

6,086世帯

令和7年7月1日現在

小祿(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
1	県営赤嶺団地自治会	270	昭和63年07月	赤嶺2-5-1(県営赤嶺団地)	有
2	宇栄原自治会	219	昭和22年03月	宇栄原全域と高良の一部	有
3	宇栄原団地自治会	378	昭和55年07月	宇栄原4丁目団地内	有
4	宮城自治会	184	昭和36年04月	宮城1丁目全域	有
5	字大嶺自治会	401	昭和19年04月	字高良・字具志・字宮城・字宇栄原・宇栄原、田原の各一部	有
6	小祿新町自治会	63	昭和56年04月	宇栄原3丁目、1丁目の一部	有
7	當間自治会	118	昭和21年06月	字小祿811-12～字小祿837-1	有
8	字鏡水自治会	342	昭和22年04月	宇栄原1～2丁目、字小祿、鏡原町の一部	有
9	字小祿自治会	312	昭和20年04月	字小祿24～1204、小祿1丁目～5丁目	有
10	小祿泉原自治会	258	昭和52年04月	字小祿1284-1～1666-3	有
11	赤嶺自治会	95	昭和25年04月	宇栄原1丁目～2丁目、赤嶺1～2丁目	有
12	那覇鏡水宿舎自治会	80	平成01年06月	字小祿1841番地(那覇鏡水宿舎)	なし
13	東雲自治会	86	平成08年04月	小祿1丁目30～42の各号	有
14	字金城自治会	166	昭和34年07月	金城1～5丁目一部	有
15	具志自治会	381	昭和21年03月	具志1～3丁目全域、宮城・高良・宇栄原の一部	有
16	那覇市高良自治会	189	昭和25年04月	高良1～3丁目、小祿地域の一部	有
17	田原自治会	85	昭和21年04月	田原地域、小祿・山下町の一部	有
18	安次嶺自治会	232	昭和54年06月	字田原の一部・宇栄原二丁目の一部・字小祿の一部	有
19	グリーン宇栄原自治会	36	平成16年02月	字宇栄原(宇栄原5丁目)	なし
20	宇栄原2丁目外人住宅自治会	99	平成25年06月	宇栄原2丁目9番～2丁目20番	なし
21	山下町自治会	186	昭和54年04月	山下町全域 及び小祿番地1536一部	有

小祿支部合計

21自治会

4,180世帯

令和7年7月1日現在

市営住宅(自治会に関する資料)

(連絡事務委託契約を締結している自治会)

番号	自治会名	世帯数	結成年月	広報対象区域	自治会事務所
1	識名市営住宅自治会	83	昭和40年04月	識名1-17-1(識名市営住宅)	有
2	小祿市営住宅自治会	622	昭和62年06月	田原3-6-1(小祿市営住宅)	有
3	壺川市営住宅自治会	394	昭和61年11月	壺川3-2-4、5、6(壺川市営住宅)	有
4	壺川東市営住宅自治会	124	平成05年12月	壺川1-14-5(壺川東市営住宅A1棟~B2棟)	有
5	真地団地自治会	259	昭和55年10月	字真地270番地、277番地(真地団地)	有
6	若狭市営住宅自治会	174	昭和54年05月	若狭3-18(若狭市営住宅)	有
7	末吉市営住宅自治会	70	平成12年04月	首里末吉町2-1-1(1棟及び集会所)3-6-1(2棟)、3-12(3・4棟)	有
8	新都心銘苺市営住宅自治会	134	平成14年09月	銘苺1-18-16(新都心銘苺市営住宅)	有
9	繁多川市営住宅自治会	178	平成18年07月	繁多川3-4-40(繁多川市営住宅)	有
10	銘苺市営住宅自治会	146	平成22年09月	銘苺213番地(銘苺市営住宅)	有
11	安謝第一市営住宅自治会	92	平成09年11月	字安謝664-50(安謝第一市営住宅)	有
12	大名市営住宅自治会	526	昭和50年02月	首里大名町3-20、3-35(大名市営住宅)	有
13	樋川市営住宅自治会	69	令和3年4月	樋川2-10-1(樋川市営住宅)	なし

市営住宅支部合計

13自治会

2,871世帯

全自治会数

151自治会

23,001世帯

那覇市ホームページのご案内

(自治会情報を確認できます。)

1. まず那覇市ホームページを立ち上げます。
(<http://www.city.naha.okinawa.jp/>)



←コチラからも
アクセスできます

那覇市 NAHA CITY

暮らし・手続き / 子育て・教育 / 福祉・健康 / 産業・ビジネス / 観光

令和4年度久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事(その7)に伴う交通規制について

下記の期間・時間帯において、**泉崎牧志線・久茂地7号の交通規制**を行います。

昼間	夜間
期間 5/8(月)～5/31(水)	期間 6/1(木)～7/31(月)
時間 9時～17時	時間 22時～5時

詳しくはこちらをクリック

令和4年度久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事(その7)に伴う交通規制

5月～7月の期間、甲辰橋架け替え工事のため泉崎牧志線・久茂地7号の交通規制を行います。工事期間中は、迂回看板の確認と交通誘導員の指示に従い迂回するようお願いします。詳しくは、「[令和4年度久茂地7号\(甲辰橋\)橋梁整備工事\(その7\)に伴う交通規制について](#)」を確認ください。

II スライド停止

防災・安心安全情報

新型コロナウイルスワクチン接種について | 新型コロナウイルス関連情報 | 那覇市消防局 | 最新気象情報(沖縄気象台・気象庁) | 防災・安全情報 | 那覇市防災Twitter(外部サイト) | 救急夜間診療情報 | 那覇市保健所 | 緊急情報一覧

くらしの情報を探す Living Information

検索するキーワードを入力してください

検索

新型コロナウイルス感染症について | 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること

2. 画面を下にスクロールすると「組織一覧」があるのでクリックしてください

那覇市について About NAHA City

市長室 | 市議会 | **組織一覧** | 契約・入札情報 | 那覇市の広報 | 職員採用情報 | 会計年度任用職員募集

総人口	
総人口	315,681(6,035)
男性	152,810(3,114)
女性	162,871(2,921)
世帯数	158,853(4,158)

2023年(令和5年)5月末現在
外国人を含む人口。()内は外国人

那覇市の魅力 Tourist Information

歴史に触れる | 那覇を食す | 伝統の技と華

那覇市観光協会 NAHANAVI | 那覇市観光資源データベース Naha city Tourism database search

3. 組織機構図が出てくるので「市長部局」をクリックしてください



4. 「市民文化部」をクリックしてください



5. 「まちづくり協働推進課」をクリックしてください



6. 「那覇市自治会情報」をクリックしてください



7. 自治会情報を「本庁」「真和志」「首里」「小禄」の4つの行政区で割り分けられています。市営住宅支部に属する自治会は所属する行政区のデータに入っています。

8. クリックすると区域図・情報が出てきます(首里の例)区域図の下に情報がありません。



自治会活動のてびき

発行日 令和7年8月1日

編集・発行 那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課
〒900-0004
那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階
TEL:098-861-3846
FAX:098-861-3126

那覇市自治会長会連合会
那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階
TEL:098-911-3509
FAX:098-911-3509

自治会情報 <https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/jitikai/jichikaiinfo.html>

